



文京区 子ども読書活動推進計画

令和3年度～令和7年度

文京区教育委員会

目 次

第1章 計画策定の背景

- 1 子ども読書活動推進の意義 1
- 2 子ども読書活動に関する国・東京都の動向 1
- 3 文京区の実組 2

第2章 基本的な考え方

- 1 計画策定の意義 3
- 2 計画の性格 3
- 3 計画の期間 3
- 4 計画の対象年齢 3
- 5 計画の目標 3

第3章 子ども読書活動の現状と課題

- 1 乳幼児期における読書活動 4
- 2 児童・生徒の読書活動 6
- 3 区立図書館における読書活動 9
- 4 今後の取組 11

第4章 読書活動推進に向けた具体的な取組

- 1 取組体系図 12
- 2 具体的取組 14
- 目標1 発達段階に応じた読書機会の提供 14
- 目標2 家庭・地域・学校・関係機関における子どもの
読書環境の整備と読書活動の充実 15
- 目標3 子どもの読書活動の意義や大切さの普及・啓発 18
- 目標4 地域団体等との協働による子どもの読書活動の活性化 20
- 【別表】 学校図書館図書標準 22
- 【用語解説】 23
- 【参考資料】 27

第 1 章 計画策定の背景

1 子ども読書活動推進の意義

子どもの読書活動の推進に関する法律では、「読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」としています。

読書を通じて子どもたちは広い世界を知り、未知の世界へ想像を巡らせ、様々な体験をします。それはまだ文字の読めない赤ちゃんへの読み聞かせに始まり、自ら本を読める年齢になってもずっと続きます。

読み聞かせやおはなしに耳を傾ける子どもたちの表情を見ると、作家が紡いだ言葉や画家が描いた絵の力と読み（語り）手とのコミュニケーションによって、絵本や昔話を楽しみ、いろいろなことを感じ取っていることがわかります。乳幼児期のこうした経験を経て、子どもたちは発達段階に応じて、興味や好奇心の広がりを本の世界で満たすとともに、本の中での経験が実体験をより豊かなものにしてくれます。

一方、子どもたちの「読書離れ」と言われるようになってから、長い時間が経過しています。子どもたちにとっての楽しみは無限にあり、年間 4,500 冊以上の新刊図書が出版される中であっても、読書はそのひとつに過ぎないかもしれません。さらに、限られた時間の中で、十分に読書を楽しむ時間がない状況もあり、引続き、子どもたちの読書に対する関心を高めていかなければなりません。

また、子どもたちは日々成長しています。どんなに良い本であっても、その子にとって早すぎたり遅すぎたり、関心が無かったりすれば、楽しむことは難しく、子どもが適切な時期に適切な本と出会える環境を整えることも必要です。

本計画は、子どもたちが大切な本と出会い、読書の楽しさを知ることで、人生の一時期でしかない子どもの時代をより豊かに過ごせるよう、身近な大人たちが共に力を合わせながら、主体的に子どもの読書活動を推進するために策定するものです。

2 子ども読書活動に関する国・東京都の動向

(1) 国の動向

平成 13 年に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」により、子どもの読書活動推進の基本理念が定められ、国及び地方公共団体において、子どもの読書活動の推進に関する計画を策定し、公表することが定められました。

国はこの法律に基づき、平成 14 年 8 月に「子どもの読書活動推進に関する基本的な計画」（第一次）を策定し、その後、平成 20 年 3 月に第二次基本計画、平成 25 年 5 月に第三次基本計画、平成 30 年 4 月に第四次基本計画を策定してきました。第四次基本計画では、発達段階に応じた取組による読書習慣の形成や、友人同士で行う活動等を通じ、読書への関心を高めることなどを掲げました。

また、この間、学習指導要領の改訂が実施され、学校図書館の利活用により児童・生徒の学習活動や読書活動の充実を図ることが規定されています。

さらに、令和元年、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）が施行され、障害の有無に関わらず全ての国民が等しく読書に親しめる社会の実現を目指し、読書環境の整備等の方針が示されました。

（2）東京都の動向

東京都は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」を受けて、平成15年3月に「東京都子ども読書活動推進計画」を策定し、すべての子どもが自主的に読書活動に取り組むことができるよう家庭・地域・学校のそれぞれが果たす役割とともに、子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や取組を示しました。また、「東京都の取組」と「区市町村に期待される役割」とを明らかにし、区市町村が読書活動を推進するための計画を策定する際の基本となるものと位置づけました。平成21年3月に第二次推進計画、平成27年2月に第三次推進計画を策定し、基本方針として、不読率の改善、読書の質の向上、読書環境の整備を具体的に示しました。令和3年3月には第四次推進計画が策定され、学校、図書館、家庭・地域、行政が連携して子どもの読書環境を整え、主体的・自発的な読書活動を発達段階に応じて推進するとしています。

3 文京区の取組

文京区では平成8年2月に「個が輝き、共に生きる文京の教育」を理念に掲げた「文京区教育ビジョン」を策定し、次世代を担う子どもたちの「生きる力」の具現化に努めてきました。豊かな知性と確かな学力や他人を思いやる心を身に付け、心身ともに健康で、人間性豊かな子どもの育成を目指し、平成23年3月に「文京区子ども読書活動推進計画」（平成23年度～平成27年度）を策定しました。第二次推進計画（平成28年度～平成32年度）では、（1）成長段階に応じた読書機会の提供、（2）家庭・地域・学校・関係機関における子どもの読書環境の整備と読書活動の充実、（3）子どもの読書活動の意義や大切さの普及・啓発、（4）子どもの読書活動を推進するための人材育成・活動の支援の4つの目標を掲げ、具体的な取組として35事業を計画し、毎年、進捗状況を調査しながら子どもの読書活動の環境を整備してきました。

国や都の計画を踏まえつつ、文京区基本構想や文京区教育ビジョンに基づく教育目標、教育指針に則り、文京区における全ての子どもたちが読書の楽しみを享受できるよう読書環境の更なる充実を図るとともに、読書バリアフリー法の施行や新型コロナウイルス感染症の拡大等、様々な社会状況の変化に伴う新たな課題にも対応するため、令和3年度から5年間を計画期間とする第三次推進計画の策定に取組みました。

第 2 章 基本的な考え方

1 計画策定の意義

「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条2項の規定に基づき、平成23年及び28年に「文京区子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書環境を整備してきました。令和2年度をもって計画期間が終了することから、これまで取組んできた計画事業（35事業）の成果を踏まえるとともに、新たな課題等に対応するため、次期推進計画を策定します。

2 計画の性格

「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条2項の規定に基づき、国や都の計画を基本としつつ、「文京区基本構想」、「文京区教育ビジョン」および「文京区教育委員会教育指針」を踏まえ新たに策定します。

3 計画の期間

令和3年度から令和7年度の5年間とします。

4 計画の対象年齢

0歳児からおおむね18歳までとします。

5 計画の目標

(1) 発達段階に応じた読書機会の提供

乳幼児から生涯にわたり読書習慣を身につけられるよう、発達段階に応じ、子どもが本に出会い親しむ機会を提供します。

(2) 家庭・地域・学校・関係機関における子どもの読書環境の整備と読書活動の充実

子どもが多く時間を過ごす学校や図書館を中心に、読書環境の整備と読書活動の充実を図ります。

(3) 子どもの読書活動の意義や大切さの普及・啓発

子どもの読書活動について、理解と関心が深められるよう普及・啓発に取り組めます。

(4) 地域団体等との協働による子どもの読書活動の活性化

地域団体等との協働による取組を推進し、読書活動の活性化を図るとともに、活動に関わる人材の育成や関係職員等の資質の向上を図ります。

第 3 章

子ども読書活動の現状と課題

文京区子ども読書活動推進計画（平成 28 年度～平成 32 年度 以下、「推進計画」という。）の改定に向け、家庭や地域での子どもの読書活動の現状や実態を把握するため、令和 2 年 10 月に「子どもの読書活動に関するアンケート」（以下、「アンケート」という。）を実施しました。このアンケートは、推進計画の策定に伴い実施したアンケート（平成 27 年）との比較により 5 年間の状況変化を把握するため、質問内容、対象者は概ね同様としました。

また、推進計画策定後、具体的な取組の進捗状況を把握するため、毎年調査を行っています。この「文京区子ども読書活動推進計画進捗状況調査」（以下、「進捗状況調査」という。）及び今回のアンケート結果などから、子どもの読書活動の現状と課題を探りました。

1 乳幼児期における読書活動

乳幼児期の読み聞かせは、絵本を通じた親子の楽しいふれあいの一つであり、赤ちゃんの心の成長を促すものと言われています。現在、区立図書館では、保健サービスセンターで行われている 4 か月児健診時に絵本を手渡す「ブックスタート」^{*1} を実施しています。この事業は、絵本を開く楽しさを体験してもらい、保護者が読み聞かせを始めるよいきっかけとなっています。

幼稚園、保育園の保護者を対象に行ったアンケートによれば、「ご家庭で本の読み聞かせなどをされていますか」という質問に、「毎日のようにしている」「時々している」を合わせると、93.9%の家庭で読み聞かせが行われていました。「ご家庭に絵本は何冊くらいありますか」という質問に、「51 冊以上」と答えている家庭が最も多く 42.0%、「31～50 冊」と答えている家庭が 28.4%、「11～30 冊」と答えている家庭は 25.2%でした。また、「読み聞かせは子どもの成長に役立つと思われますか」という質問に、ほとんどの保護者が「役立つ」と答えています。

今後も、乳幼児の保護者に対して、絵本の選び方などについて啓発していくことが重要です。また、乳幼児と接する児童のための施設の教職員や保育士が、絵本等の知識及び選び方について幅広く情報を持ち、活用方法について学び、保育に活かすことが大切です。

（1）保育園での読書活動

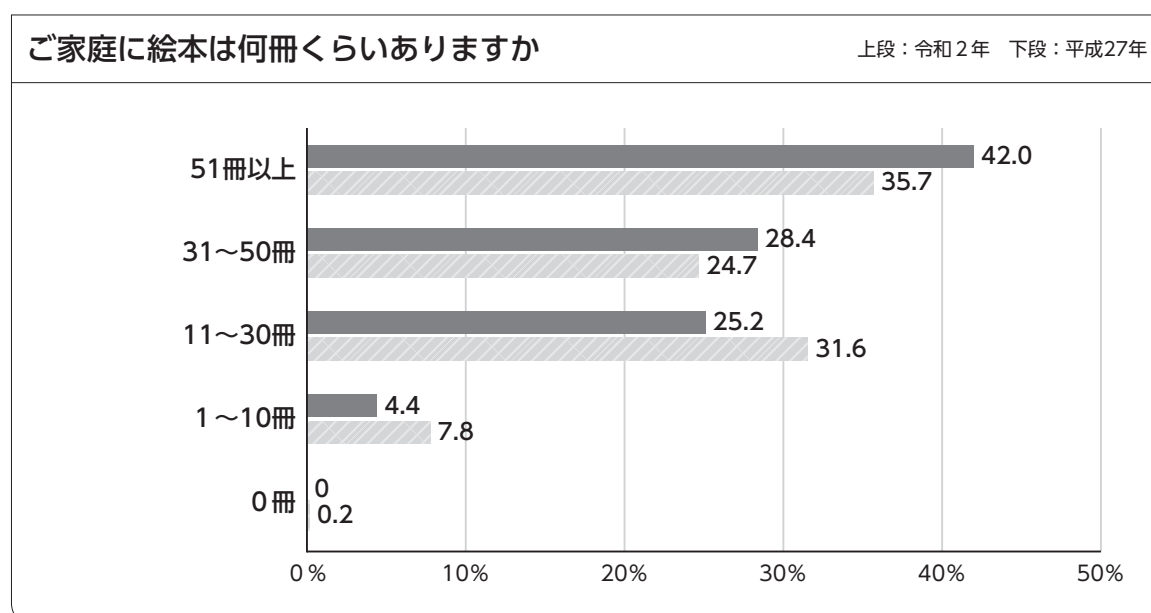
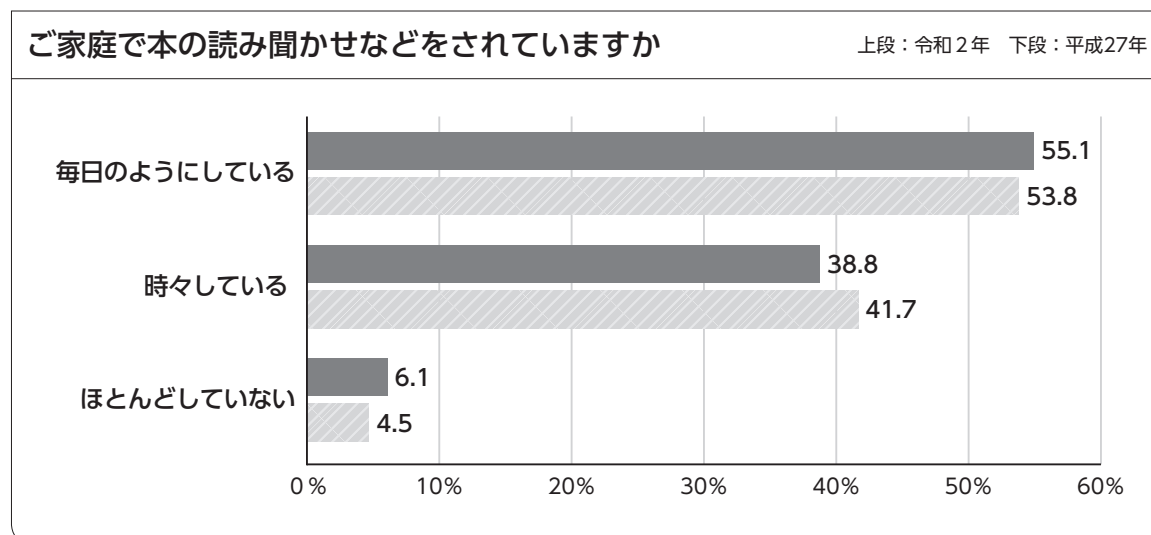
日々の保育の中で季節感に配慮しながら年齢や興味、関心に応じた絵本や紙芝居などの読み聞かせを全園で実施しています。また、絵本コーナーを設置し、子ども自身で見たり、保育士に読んでもらったりなど、絵本に親しめるよう工夫をしています。アンケートからは、保育園での出張おはなし会^{*2}や、保育園への貸出を充実してほしいなどの希望があり、保育園と図書館との連携をさらに進めていくことが必要です。

（2）幼稚園での読書活動

絵本や紙芝居を幼児にとっての貴重な教材としてとらえ、幼児教育の中で読み聞かせを積極

的に行っています。また、絵本の貸出や保護者ボランティア・中学生による読み聞かせも行っています。

アンケートからは、幼稚園への貸出を充実してほしいなどの希望があり、幼稚園と図書館との連携をさらに進めていく必要があります。



(3) 児童館での読書活動

幼児に対しては、絵本や紙芝居の読み聞かせを行っています。また、親子で絵本を読む光景が見られ、貸出の利用もあります。

(4) 地域での読書活動

地域によっては、「ふれあいいいきサロン」*³の中で子育て中の親子を対象としたパネルシアター*⁴や読み聞かせなどが実施されています。

2 児童・生徒の読書活動

アンケートによれば、文京区では小学3年生が1か月に読んだ本は13.0冊、小学5年生は9.4冊、中学2年生は1.7冊となり、小学3年生と中学2年生は前回のアンケート結果を下回っています。さらに、学年が上がるにつれて読書量は少なくなっています。また、1か月に1冊も本を読まなかった子どもは、小学3年生で6.4%（前回4.9%）、小学5年生で8.4%（前回5.8%）と前回は大きく上回りましたが、中学2年生は、25.2%と前回の27.2%から下回りました。

さらに、「あなたは本を読むことが好きですか」という質問に対して、「好き」「どちらかといえば好き」と答えたのは、小学3年生で89.6%、小学5年生で85.4%、中学2年生で79.4%でした。しかし、その一方で「嫌い」「どちらかといえば嫌い」を合わせると、小学3年生で10.4%、小学5年生で14.6%、中学2年生では20.6%でした。小学生では、「好き」「どちらかといえば好き」の子どもたちが多く、中学生になると少なくなっています。

児童・生徒の読書活動を進めていくためには、小学校低学年の時から身近に適切な本があり、手に取りやすい環境をつくるとともに、成長にあった本を提供することが大切です。

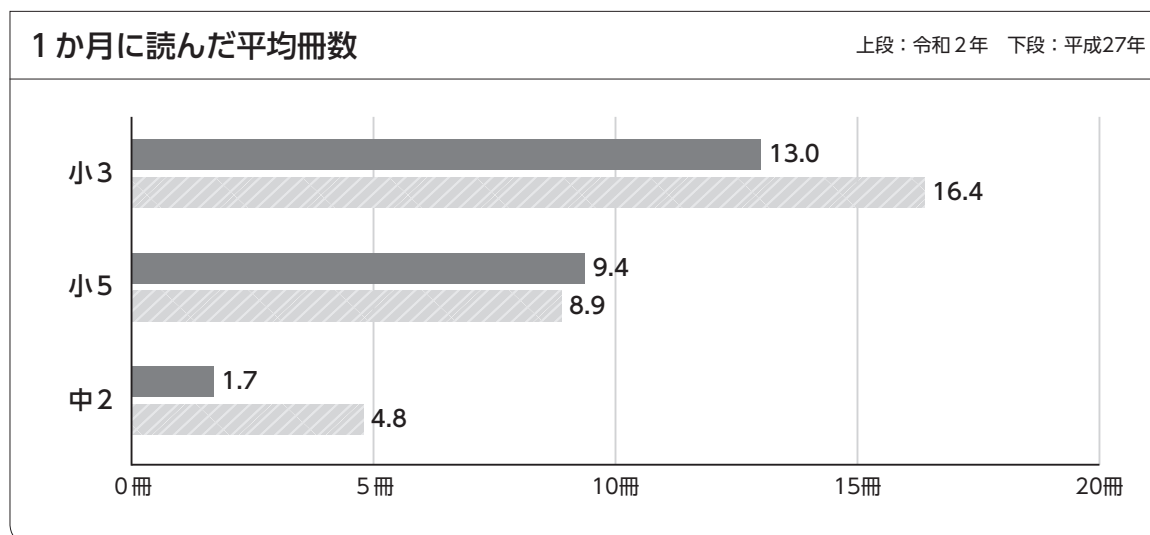
また、本を読むことが苦手な児童・生徒にも、読書の楽しさを理解してもらえるようにしていく必要があります。

(1) 学校での読書活動

学校では、読書時間を確保するため、ほぼすべての小中学校で朝読書^{*5}が実施されています。また、小学校では、保護者による学校図書館のボランティアなどが、読み聞かせ等を活発に行っています。

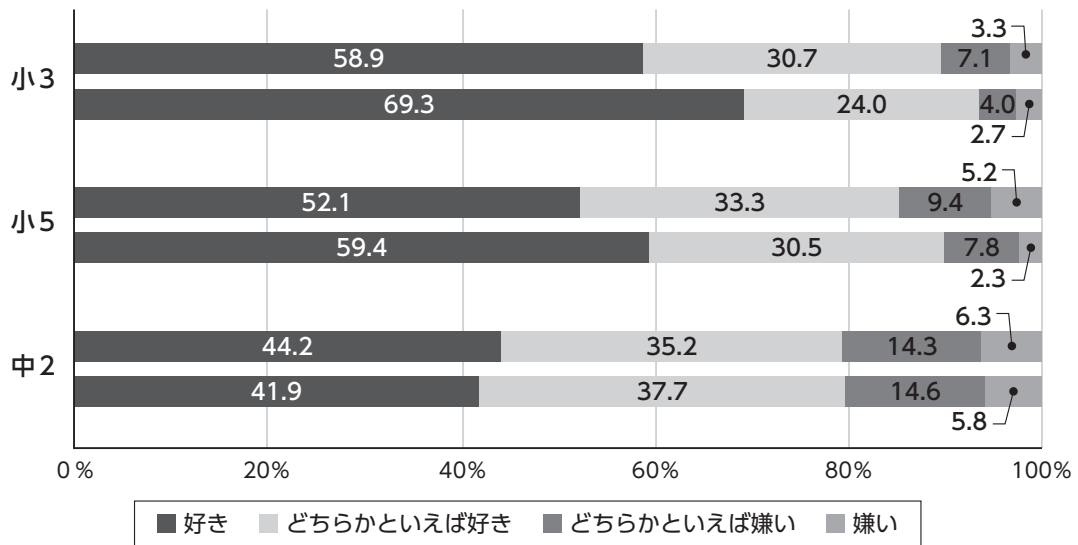
さらに、各校では読書推進期間の設定、多読者表彰、ブックリスト^{*6}の作成、おすすめコーナーの設置など特色ある読書活動に取り組んでいます。

アンケートによれば、「あなたは、本をどのようにして選んでいますか」という質問に、小学3年生では84.6%、小学5年生では83.6%、中学2年生では78.9%が「自分で選ぶ」と答えています。また、「あなたはどんな本が好きですか」という質問では、物語や小説が好きという割合が、この5年間でどの学年もおおよそ半分に、かなり低くなりました。



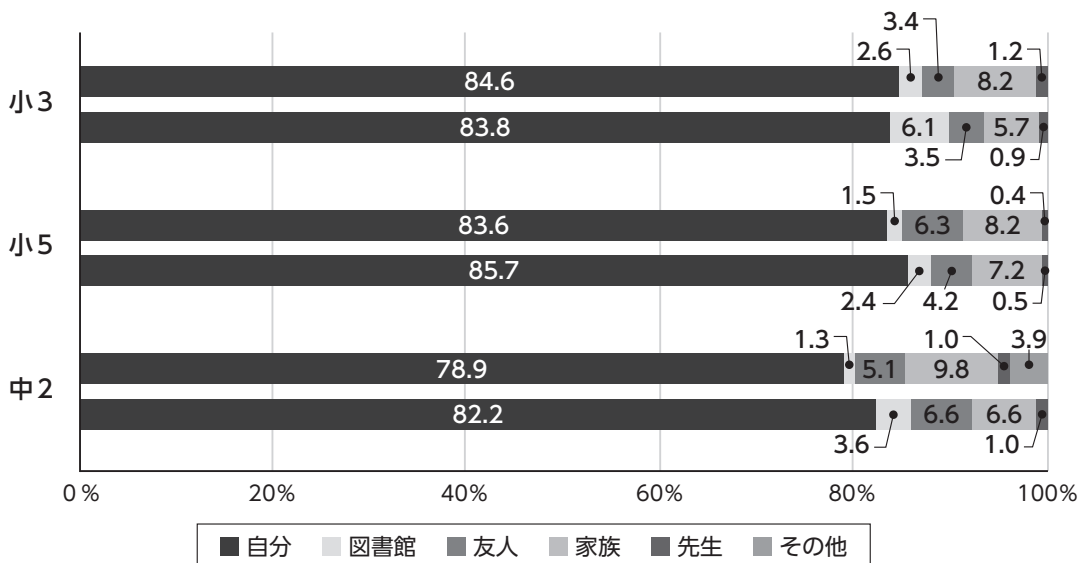
あなたは本を読むことが好きですか

上段：令和2年 下段：平成27年



あなたは本をどのようにして選んでいますか

上段：令和2年 下段：平成27年



あなたはどんな本が好きですか

(%)

学年	物語	絵本	歴史・伝記	社会	動物・植物	機械 コンピュータ	生活・料理	乗り物	図工・音楽 スポーツ	国語・詩	まんが	その他
小3	17.4	4.8	12.0	2.5	11.0	4.7	6.4	2.3	10.3	1.6	18.1	8.9
小5	25.3	1.9	14.8	3.0	7.7	4.2	5.6	1.6	7.3	1.7	19.8	7.1

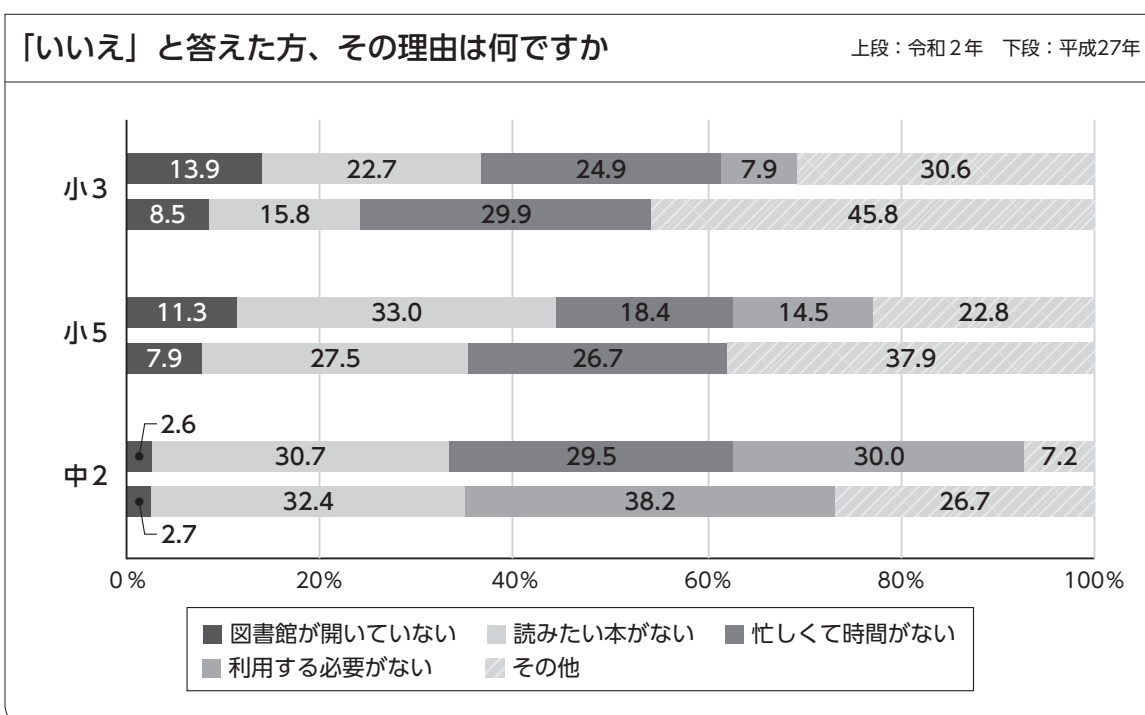
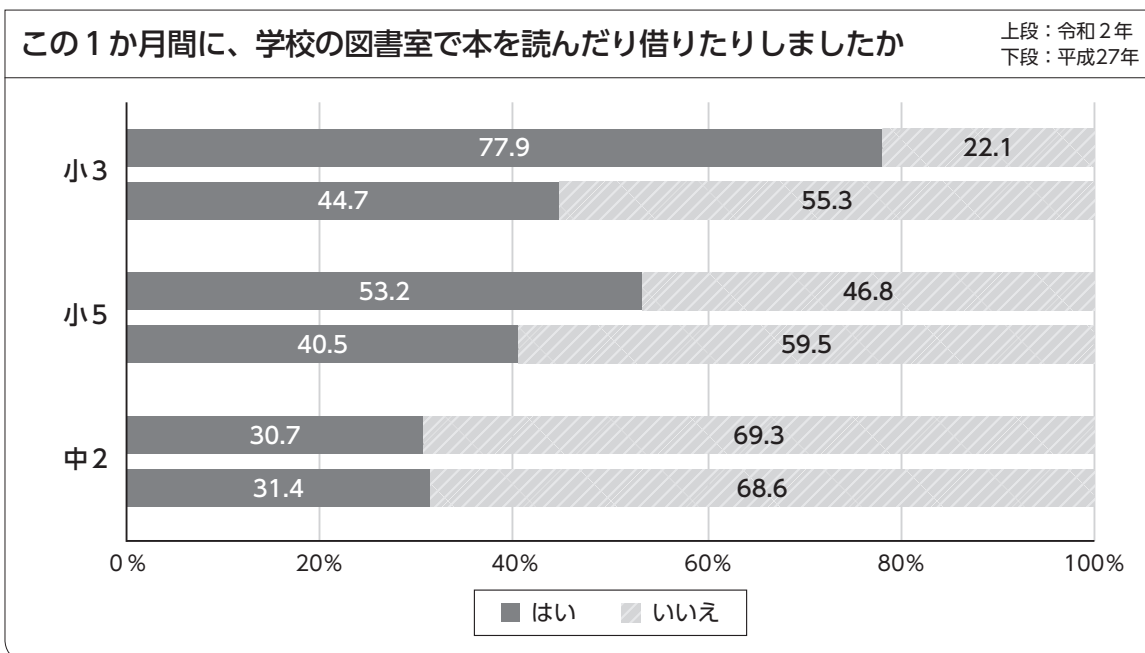
(%)

学年	小説	哲学	歴史	地理	社会	自然科学	機械 コンピュータ	家庭・料理 手芸	産業・交通	芸術・音楽 スポーツ	言語	まんが	その他
中2	29.7	5.9	6.7	1.1	1.1	4.6	2.6	3.6	1.1	10.8	3.2	23.0	6.6

注) 設問を変えたため、令和2年分のみ載せています。

※学校図書館の現状

学校図書館の利用については、小学3年生では77.9%、小学5年生では53.2%、中学2年生では30.7%となっており、小学3年生と5年生では前回より増加しました。利用しない理由としては「読みたい本がない」「忙しくて読む時間がない」などが挙げられますが、学校の感染症対策により、図書館を利用できる曜日や時間がクラスごとに決められる等の新たな利用方法ができたことにより、逆に図書室を利用する機会が生まれて利用が増えました。また、学校図書館には、「本を増やしてほしい」「おすすめの本を教えてください」「パソコンを使いたい」などの要望が出ています。



学校図書館は、物語や小説だけでなく幅広い分野の図書を収集し、蔵書を魅力あるものにする必要があります。児童・生徒の読書活動を推進していくために、身近な学校図書館の果たす役割は大きく、区立図書館からの学校図書館支援員派遣による成果が期待されています。

学校図書館に整備すべき蔵書数の標準として、国は「学校図書館図書標準」(別表)を定めています。令和2年度末時点で、文京区の学校図書館のうち図書標準を達成した学校数は、近年の人口増、クラス増の影響もあり、小学校では全20校中13校、中学校では全10校中7校であり、達成率が90%以上の学校は、小学校で7校、中学校で1校となります。引き続き、質と量の両面から図書標準の達成に向けた取組が求められています。

司書教諭、学校図書館担当教員の配置状況については、司書教諭有資格者の配置は、小学校では90%、中学校では60%(12学級以上の学校では小学校・中学校ともに100%)となっています。区では、推進計画に基づき、平成23年度より区立図書館から区立小中学校12校に対する学校図書館支援員の派遣を開始し、平成25年度には実施校を15校に広げ、さらに平成27年度からは全30校に週4回、1回あたり4時間と拡大し、学校図書館への支援を強化しました。この5年間で全校配置が定着し、学校図書館の充実など一定の成果が出ています。

(2) 児童館・育成室・青少年プラザでの読書活動

児童館・育成室には図書室・図書コーナー等があり、子どもたちは日常的に読書ができる環境にあります。

また、中高生に対しては、中高生向けの施設「青少年プラザ(b-lab)」との連携による読書環境の整備や居場所作りによって、YA(ヤングアダルト)*⁷世代の読書率を維持していくための方策を検討していく必要があります。

3 区立図書館における読書活動

区立図書館は、子どもが歩いていける範囲内に設置してきました。また、すべての図書館には靴を脱いで上がって本が読める児童図書コーナーがあり、赤ちゃん連れの親子や子どもたちが利用しています。児童書は、全館で316,896冊(10代対象の本を含む・令和2年度末現在)の蔵書があり、年間貸出冊数は、1,101,392冊(令和2年度末現在)となっています。

子どもと本を結びつけるために、乳幼児を対象とした「はじめのいっば」や、絵本や紙芝居などの読み聞かせの「えほんの会」、ストーリーテリング*⁸の「おはなし会」などの行事を実施しています。また、七夕やクリスマスなど季節ごとの行事では、人形劇団による「子ども会」、夏休みや春休みには「映画会」、お正月には「カルタ会」などを実施しています。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、行事の中止を余儀なくされましたが、再開すると喜びの声が聞かれ、図書館の行事が望まれていたことが覗えます。

また、図書館のおすすめの本を紹介するために、乳幼児の保護者や幼稚園・保育園の先生に向けて「えほんがすき」、新小学1年生に向けて1年生から6年生までのおすすめブックリスト「読んでみましょう」の配付、夏休み前にも年間おすすめブックリストや各図書館からのお知らせなどを発行し、各施設に配付しています。

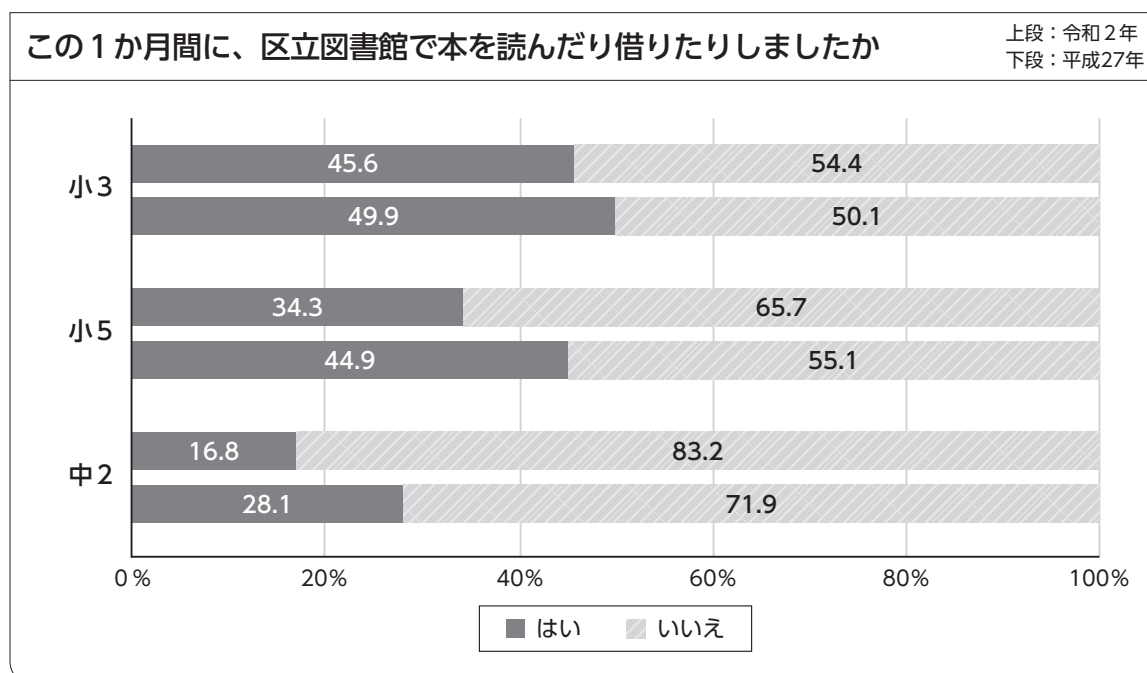
こうした成長段階に合わせた行事や啓発を引き続き充実させていくとともに、読書相談に応じ

たり、子どもの成長にあった本を紹介していく職員の資質の向上を図ることが大切です。また、図書館で発行しているブックリストは、図書館を利用していない子どもや本を読まない子どもが、読書意欲を持てるように内容の充実を図る必要があります。

さらに、中学生から高校生くらいまでのYA（ヤングアダルト）世代は読書量、図書館の利用頻度も減り、また個人によって読書量が大きく変わってしまう状況があります。中学生に対しては、入学した時に全生徒に図書館の利用方法やおすすめの本のリストを盛り込んだ「ぶんきょう来ぶらり〜」や、夏休みの前にはおすすめの本のリスト「yomitan - 読書探偵 -」などを配付しています。また、中学校などから、職場体験の要望があり各館で受け入れています。

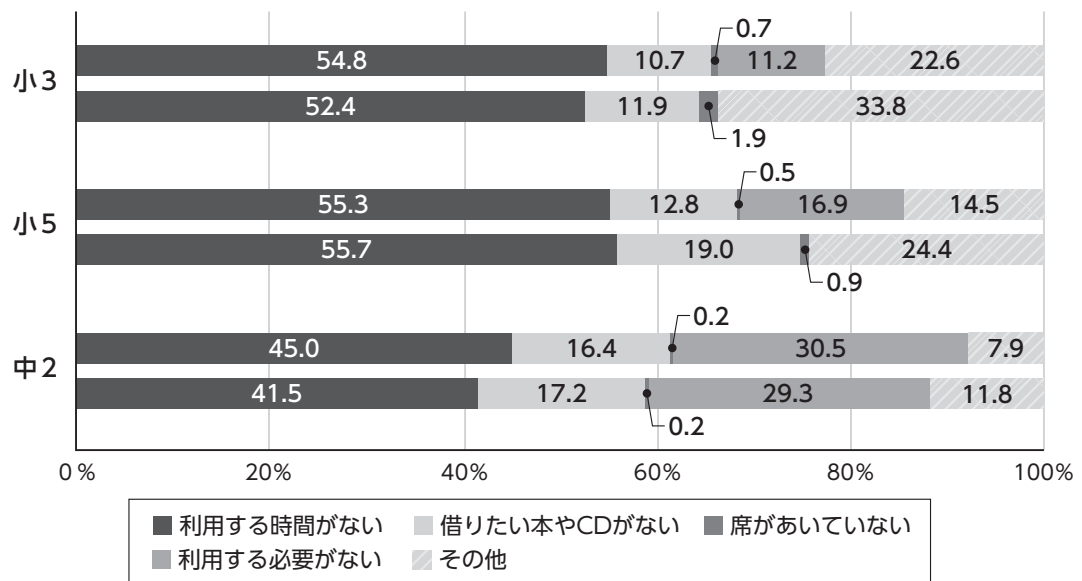
アンケートによれば、区立図書館の利用について小学3年生は45.6%、小学5年生は34.3%の児童が利用しているのに対し、中学2年生は16.8%の生徒しか利用していません。その主な理由は、「利用する時間がない」や「利用する必要がない」となっています。

こうしたYA（ヤングアダルト）世代に対応するために、関心を持てるような図書をそろえるとともに、友達同士で利用できるグループ閲覧席の設置など、利用しやすい図書館づくりに努めています。また、職場体験等を通して、図書館の利用促進をさらに図っていきます。



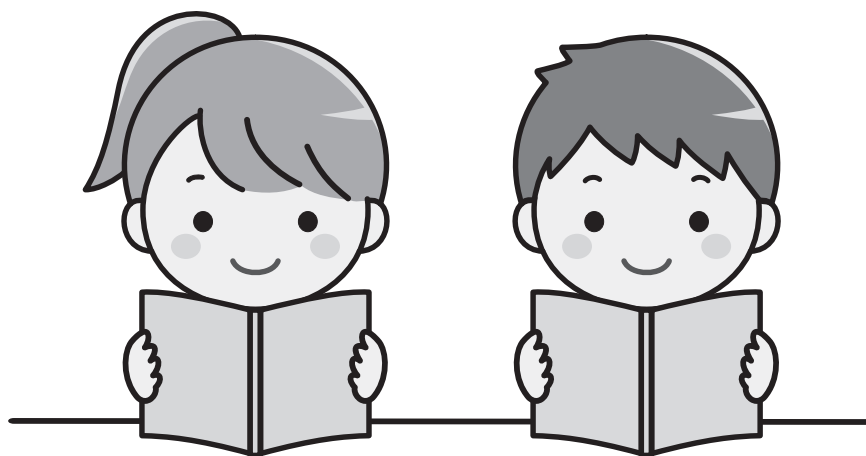
「いいえ」と答えた方、その理由は何ですか

上段：令和2年 下段：平成27年



4 今後の取組

推進計画策定後5年が経過しましたが、この間、新型コロナウイルス感染症の拡大等により、区民生活は大きな影響を受け、区民の生活様式や価値観も変化しています。これまでの取組の成果や課題などとともに、アンケート結果や進捗状況調査の結果などを踏まえ、子どもたちを取り巻く読書環境の変化にも対応し、読書活動を推進していくために組織的な取組を図っていきます。



第 4 章

読書活動推進に向けた具体的な取組

1 取組体系図

	事業番号	取 組	所 管	
目標 1 発達段階に応じた読書機会の提供	1	ブックスタート事業の充実	真砂中央図書館 保健サービスセンター	
	2	ブックスタートのフォローアップ事業の充実	真砂中央図書館	
	3	おはなし会や読み聞かせ等本に触れる機会の提供	幼稚園 保育園・児童館	
	4	発達段階にあった図書館行事の充実	真砂中央図書館	
	5	子育て支援施設における読書活動の充実	子育て支援課 子ども家庭支援センター	
	6	ブックリスト（推薦図書）の作成	真砂中央図書館	
	7	YA（ヤングアダルト）を対象としたサービスの充実	真砂中央図書館	
目標 2 家庭・地域・学校・関係機関における子どもの読書環境の整備と読書活動の充実	8	図書館と学校や施設との連携・支援体制の充実	真砂中央図書館 児童青少年課 幼稚園・小・中学校 保育園・児童館	
	9	幼稚園・保育園・児童館等の図書と設備の充実	幼稚園 保育園・児童館	
	10	乳幼児とその保護者が図書館を利用しやすい環境作り	真砂中央図書館	
	11	特別な支援を必要とする子どものためのサービス及び資料の充実	真砂中央図書館	
	12	特別支援学級等配慮が必要な児童・生徒の読書活動の推進	教育指導課 小・中学校	
	13	外国語図書の整備・充実	真砂中央図書館	
	14	電子書籍の活用	真砂中央図書館	新規
	15	入院中の子どもへのサービスの充実	真砂中央図書館	新規
	16	学校における読書時間の確保	教育指導課 小・中学校	
	17	読書指導計画の策定	小・中学校	

目標 2 家庭・地域・学校・関係機関 における子どもの読書環境の 整備と読書活動の充実	18	学校における読書活動の推進	教育指導課 小・中学校	
	19	調べ学習への支援	真砂中央図書館 小・中学校	
	20	学校図書館への人的支援による機能の充実	真砂中央図書館 教育指導課 小・中学校	
	21	学校図書館の活用と資料の充実	学務課	
	22	高等学校図書館との連携・支援体制の構築	真砂中央図書館	新規

目標 3 子どもの読書活動の意義や 大切さの普及・啓発	23	保護者等への啓発	真砂中央図書館 幼稚園・小・中学校 児童青少年課 保育園・児童館	
	24	子どもへの啓発	真砂中央図書館	
	25	プレママ・プレパパ ⁹ への啓発	真砂中央図書館	
	26	文京区の子どもの読書活動に関する情報窓口（ホームページ）の 充実	真砂中央図書館	
	27	子どもの居場所としての図書館の利用促進	真砂中央図書館	新規
	28	子ども向けホームページの充実	真砂中央図書館	
	29	「文京区子ども読書活動推進計画」実施のための進行管理	真砂中央図書館	

目標 4 地域団体等との協働による 子どもの読書活動の活性化	30	職員・教員の研修の充実	真砂中央図書館 教育指導課 小・中学校	
	31	図書館職員の研修の充実	真砂中央図書館	
	32	区内の大学等との連携の推進	真砂中央図書館	
	33	区内にある児童図書出版社や書店との連携の推進	真砂中央図書館	
	34	区関係機関との協力・連携体制の推進	真砂中央図書館	
	35	図書館ボランティア（ライブラリーパートナー） ^{*10} の育成と連携	真砂中央図書館	
	36	学校図書館のボランティアへの支援	真砂中央図書館	
	37	地域社会における読書活動を推進する団体等との連携の推進	真砂中央図書館 社会福祉協議会	

2 具体的取組

☆事業名に網掛けしているものは新規事業

目標 1 発達段階に応じた読書機会の提供

乳幼児期からの読書習慣の確立のため、図書館をはじめ、家庭や幼稚園、保育園、児童館などにおいて、発達段階に応じて子どもが本に出会い親しむ機会がもてるよう取組み、さらなる充実を図ります。

1	事業名	ブックスタート事業の充実	所管課	真砂中央図書館 保健サービスセンター
	内容	保健サービスセンターで実施される4か月児健診時に、絵本の読み聞かせを行い、絵本や図書館の紹介が入ったブックスタートパックを手渡し、親子のふれあいを通した本との出会いのきっかけ作りとする。		
	現況	配付人数 2,010 人:対象者の 95.5% (令和元年度)	目標	4か月児健診参加者全員への配付を継続するとともに内容の充実を図る。

2	事業名	ブックスタートのフォローアップ事業の充実	所管課	真砂中央図書館
	内容	ブックスタートから継続して読書活動が行われるように、読み聞かせを行い図書館バッグと絵本を配付する「としょかんとなかよし」を月2回実施する。		
	現況	1歳6か月児を対象 配付数 674 袋:対象者の 33% (令和元年度)	目標	SNSを活用した広報活動に努めるとともに内容の充実を図る。

3	事業名	おはなし会や読み聞かせ等本に触れる機会の提供	所管課	幼稚園 保育園・児童館
	内容	日々の活動の中におはなし会や絵本・紙芝居の読み聞かせを積極的に取り入れ、子どもの想像力や豊かな心を育てる。		
	現況	各施設で読み聞かせやおはなし会を実施し、絵本コーナー等も設置している。	目標	図書館との連携を図り、子どもたちの身近な場所に本を置き、読み聞かせ等を行うことで本に触れる機会を増やす。

4	事業名	発達段階にあった図書館行事の充実	所管課	真砂中央図書館
	内容	乳幼児から YA 世代まで発達段階にあった行事を充実させ、子どもが本に親しむ機会を提供する。		
	現況	乳幼児向け読み聞かせの会や、小学生向けおはなし会、YA 向け読書会等を実施している。 乳幼児向け 実績: 212 回 小学生・YA 向け 実績: 389 回	目標	図書館員のスキルアップによる内容の充実を図り、新規参加者が増加する取組を実施する。

5	事業名	子育て支援施設における読書活動の充実	所管課	子育て支援課 子ども家庭支援センター
	内容	「びよびよひろば」や「子育て広場」等子育てを支援する施設で、絵本コーナーの設置や読み聞かせ等を実施する。		
	現況	子育て講座等で絵本を活用している。	目標	団体貸出 ^{*11} や読み聞かせ等、図書館との連携を図る。親子で読書に親しむ機会を増やすため、本を手にとりやすい環境を作り、読み聞かせ等を引き続き充実させる。

6	事業名	ブックリスト（推薦図書）の作成	所管課	真砂中央図書館
	内容	乳幼児から YA 世代まで発達段階に合った多様なブックリストの作成・配付を行い、読書のきっかけを作る。		
	現況	乳幼児向けに「えほんがすき」、小学生に「読んでみましょう」、中学生に「yomitan」等、発達段階にあったブックリストの作成・配付を行っている。	目標	年代に合わせた推薦図書の紹介等、引続き内容の充実を図り、周知を行う。

7	事業名	YA（ヤングアダルト）を対象としたサービスの充実	所管課	真砂中央図書館
	内容	図書館ホームページの「10代のための YA ページ」の充実とともに、YA コーナーや専用席を設け、資料収集や展示を工夫して読書環境を整え、YA 世代の利用促進を図る。		
	現況	YA 世代（13～18 歳）の貸出数 82,741 冊（令和元年度）	目標	SNS を活用した PR や魅力的で使いやすい YA コーナーの展開を通して、YA 世代の読書への意欲を高める。 同世代のおすすめ本の展示やサイン等の工夫を行うため、学生ボランティアとの協働を目指す。

目標 2 家庭・地域・学校・関係機関における子どもの読書環境の整備と読書活動の充実

子どもが多く時間を過ごす学校や図書館等における読書環境の整備と読書活動の更なる充実を図るため、各施設で計画的な環境整備に取り組めます。また、読書バリアフリー法への対応等、支援を必要とする子どもたちに対し、資料の充実などを進めるとともに、学校図書館については、図書館との連携を図りつつ、「読書センター」「学習・情報センター」としての機能の向上を図ります。

8	事業名	図書館と学校や施設との連携・支援体制の充実	所管課	真砂中央図書館 児童青少年課 幼稚園・小・中学校・ 保育園・児童館
	内容	区内の子どもと関わりのある各施設と連携して、ブックリストの配付、団体貸出、出張おはなし会、リサイクル図書の提供や情報交換等を行い読書活動を支援する。		
	現況	各施設が団体貸出や行事等で図書館を利用している。	目標	内容の充実を図ることで施設や学校図書館との連携を強化し、新規連携先が増加するように団体貸出等の周知を図る。

9	事業名	幼稚園・保育園・児童館等の図書と設備の充実	所管課	幼稚園・保育園・児童館
	内容	発達段階に合わせ、子どもが興味や関心を持った本、子どもに薦めたい本を充実させる。 子どもが自由に本を選べるよう親しみやすい環境を整備する。		
	現況	絵本を中心に所蔵し、季節や行事に合わせた展示コーナーを設けている。	目標	団体貸出等を用いて公共図書館と連携を図り、図書の充実と環境の整備を進める。

10	事業名	乳幼児とその保護者が図書館を利用しやすい環境作り	所管課	真砂中央図書館
	内容	乳幼児向け絵本や育児に関する図書を充実させ、親子で楽しく安心して利用できる環境を整備する。		
	現況	0 歳～6 歳児の貸出数 214,112 冊（令和元年度）	目標	子どもたちの興味や関心に応えるため慎重に資料を選定し、必要に応じて複本を揃え、提供する。 気兼ねなく図書館を利用できるよう乳幼児の保護者に周知するとともに、一般の利用者への啓発を行う。 図書館の改修等を実施する際には、児童コーナーの整備の検討を行う。

11	事業名	特別な支援を必要とする子どものためのサービス及び資料の充実	所管課	真砂中央図書館
	内容	読書バリアフリー法を踏まえ、誰もが読書を楽しむことができるよう図書館サービスの拡充と資料の充実を図る。		
	現況	デジター* ¹² や点字図書、布の絵本* ¹³ 等を製作している。	目標	読書バリアフリー法に対応し、デジター、点字図書、大活字本、布の絵本に加え、電子書籍、オーディオブック* ¹⁴ 、LLブック* ¹⁵ 等、多様な資料を収集し提供する。 対面朗読や読み聞かせ、行事などに取組む。

12	事業名	特別支援学級等配慮が必要な児童・生徒の読書活動の推進	所管課	教育指導課 小・中学校
	内容	支援が必要な子ども一人ひとりに配慮した読書活動の工夫に努める。		
	現況	児童生徒の障害特性を考慮した図書を選定し、読み聞かせやパネルシアター等読書の意欲の向上を図る工夫を行っている。	目標	学校図書室と連携を図りながら、児童・生徒の障害の特性等を考慮しつつより充実を図る。 電子書籍やLLブック等アクセシブルな資料の収集を進める。

13	事業名	外国語図書の整備・充実	所管課	真砂中央図書館
	内容	外国語図書を幅広く収集整理し、外国語を母語とする子どもや帰国児童・生徒など、必要とする子どもの読書活動を支援する。		
	現況	水道端図書館を中心に各館で外国語の絵本を所蔵している。	目標	英語以外の外国語図書の充実を図り、文化、生活がわかる本や児童文学等、広く収集する。行事等の取組の充実を図る。

14	事業名	電子書籍の活用	所管課	真砂中央図書館
	内容	電子書籍の特性を生かし、読書支援及び学習支援を実践する。		
	現況	児童書 141冊（令和3年度4月現在）	目標	選定基準に則って資料数を増やし、子どもたちの読書意欲を喚起する。 電子書籍の活用方法について、周知する。

15	事業名	入院中の子どもへのサービスの充実	所管課	真砂中央図書館
	内容	小児病棟等病院のニーズを汲み取り、病院と連携した図書館サービスを提供する。		
	現況	読み聞かせの実績があるが、感染症対策等病院側の都合により実施できないことがある。	目標	病院との連携を図り、団体貸出等を通して、入院中の子どもたちに読書の機会を提供する。

16	事業名	学校における読書時間の確保	所管課	教育指導課 小・中学校
	内容	学校活動における読書時間の確保に努める。		
	現況	小中学校で「朝読書」または「学習活動内での読書の時間」が実施されている。	目標	日常的に読書の時間を設けることにより、読書習慣を身に付ける。 学級文庫の設置により、本に触れる機会を増やす取組を進める。

17	事業名	読書指導計画の策定	所管課	小・中学校
	内容	毎年度、読書指導の目標を設定し、年度計画に基づく読書活動の推進を行う。		
	現況	読書指導計画（読書活動年間指導計画）等策定 小学校12校、中学校4校（令和元年度）	目標	全校で策定されるよう、引続き推進に努める。

18	事業名	学校における読書活動の推進	所管課	教育指導課 小・中学校
	内容	読書推進期間の設定や、ブックリストの作成、学校図書館・図書館の利用促進等、多様な読書活動を推進する。		
	現況	各学校で、本の紹介の工夫、推薦図書の選定、読書量の設定、図書館の利用指導等特色のある読書活動を実施している。	目標	教職員、学校図書館支援員*16の協働により、授業や学校図書室にて児童・生徒が読書を楽しめるよう充実を図る。 読書バリアフリー法に対応するため、アクセシブルな資料の導入や読書補助具等の整備を行う。

19	事業名	調べ学習への支援	所管課	真砂中央図書館 小・中学校
	内容	学校図書館や図書館の活用を促進し、児童・生徒の調べ学習への支援をする。		
	現況	「文京区調べる学習コンクール」を開催しており、調べ学習のために学校図書館が利用されている。 調べ学習用図書を購入し団体貸出をしている。	目標	図書館と学校図書館が連携しながら調べ学習用の図書等を充実させる。 学校図書館支援員が積極的な支援を行う。

20	事業名	学校図書館への人的支援による機能の充実	所管課	真砂中央図書館 教育指導課 小・中学校
	内容	学校図書館へ支援員を派遣し、学校図書館の読書センター・学習センター・情報センターとしての機能を充実させ、活性化を図る。		
	現況	27年度から全区立小中学校へ支援員の派遣を開始した。 学校図書館での貸出数 283,793冊（令和元年度）	目標	学校図書館ガイドラインに沿った運営を目指し、学校図書館の環境整備と児童・生徒への読書への意欲を高める工夫をし、利用促進を図る。また、今後の学校教育の状況に応じて、支援員の在り方等を検討する。

21	事業名	学校図書館の活用と資料の充実	所管課	学務課
	内容	計画的に廃棄や購入を行い、魅力ある本や調べ学習に必要な資料の充実を図り、児童・生徒の学習支援、読書支援を行う。		
	現況	学校図書館図書標準充足率（令和2年度） 100% 小学校13校、中学校7校 90～99% 小学校7校、中学校1校	目標	学校図書館図書標準充足率を100%とするとともに、学校図書館の読書センター、学習・情報センターとしての機能を発揮できる蔵書構成を備える。新学習指導要領に対応した資料を揃えるとともに、データベースの活用、公共図書館との連携を図る。感染症対策の観点から十分な複本を揃える。読書バリアフリー法に対応するため、アクセシブルな資料の導入や読書補助具等の整備を行う。

22	事業名	高等学校図書館との連携・支援体制の構築	所管課	真砂中央図書館
	内容	高等学校図書館の資料の充実を図り、生徒の学習支援、読書支援を行う。		
	現況	ボランティアや実習の受入れを行っている。学校図書館司書からの相談に応じている。	目標	高等学校図書館等へ計画の周知・啓発を図り、図書館との連携について協議する。

目標3 子どもの読書活動の意義や大切さの普及・啓発

すべての子どもたちが読書に親しめるよう、図書館の利用促進を図るとともに、子どもの読書活動に関する理解と関心が深まるよう、SNS等を活用するなど、保護者への積極的な働きかけを行います。

23	事業名	保護者等への啓発	所管課	真砂中央図書館 幼稚園・小・中学校 児童青少年課 保育園・児童館
	内容	子どもの好む本や読んでほしい本を紹介し、また、講演会等を行い、読書や読み聞かせの大切さを伝える。		
	現況	学校や幼稚園、保育園、図書館等、各々がお便りなどの発行、ボランティアによる読み聞かせ、講演会等による啓発を行っている。	目標	読書の大切さなどについて、より多くの保護者に情報が届くように、SNS等を活用した情報発信を行う。また、講座等の実施や日常的な相談業務に取組む。計画を通じて、子どもの読書や図書館利用に対する理解が深まるよう努める。

24	事業名	子どもへの啓発	所管課	真砂中央図書館
	内容	読書の楽しさや大切さを子どもたちに伝えるため、子どもと本に関わる人々がそれぞれの取組を充実させるとともに、連携を図る。		
	現況	関連部署や団体との連携を図り、子どもたちが本にふれる機会を増やし、イベントなどに取組んでいる。	目標	子どもたちの身近な場所に本があり、いつでも気軽に本を読める環境をつくとともに、イベントや展示などを通じて、読書への関心を高める。

25	事業名	プレママ・プレパパへの啓発		所管課	真砂中央図書館
	内容	これからママ、パパになる方に向け、読み聞かせやわらべ歌などを通して、子どもとともに楽しむ読書の大切さを伝える。			
	現況	母子手帳交付時の「母と子の保健バッグ」に啓発チラシを同封している。プレママ・プレパパも参加する行事で読書の大切さを伝えている。	目標	SNSの活用など周知を強化し、気軽に参加してもらえるよう工夫し、内容の充実を図る。	

26	事業名	文京区の子ども読書活動に関する情報窓口（ホームページ）の充実		所管課	真砂中央図書館
	内容	図書館ホームページ内の「子ども読書支援ページ（こどもの本に関わる方へ）」の充実を図り、情報発信の拠点とする。			
	現況	子どものホームページ内に図書館行事や講座案内、夏休みの小学生向けおすすめリスト情報、子ども読書活動推進計画の進捗状況調査結果等を掲載している。	目標	情報窓口のさらなる充実を図り、子どもと本に関わる人たちに広く読書活動の周知を図る。	

27	事業名	子どもの居場所としての図書館の利用促進		所管課	真砂中央図書館
	内容	様々な事情を抱える子どもたちに対し、きめ細かに図書館サービスを周知することで、家庭や学校以外に安心して居られる場所となるよう図書館の利用促進を図り、子どもたちの読書活動を推進する。			
	現況	様々な事情を抱える子どもなど、すべての子どもたちにとって、図書館が家庭や学校以外の居場所として利用できる。	目標	地域に開かれた身近な施設である図書館が、子どもたちの居場所として活用されるよう、様々な事業との連携を図りながら、図書館サービスを周知する。	

28	事業名	子ども向けホームページの充実		所管課	真砂中央図書館
	内容	読書へのきっかけ作りのために図書館ホームページの「こどもページ」「YAページ」を充実させる。			
	現況	おすすめ本のリストや子ども向け行事案内を掲載している。	目標	ホームページの機能を活用し、さらなる情報発信を積極的に行う。	

29	事業名	「文京区子ども読書活動推進計画」実施のための進行管理		所管課	真砂中央図書館
	内容	計画推進のためのセンター機能を真砂中央図書館に置き、計画の進捗状況を管理する。			
	現況	「文京区子ども読書活動推進計画」の進捗状況について調査し、ホームページに掲載している。	目標	関係者による連絡会等を通して計画の進行を管理し、本計画の効果的な推進に努める。	

目標4 地域団体等との協働による子どもの読書活動の活性化

子どもの読書活動に関わる地域の個人・団体、大学等との協働による取組を推進します。

また、図書館及び学校図書館職員の研修の充実により、資質の向上と図書館の活性化を図ります。

30	事業名	職員・教員の研修の充実	所管課	真砂中央図書館 教育指導課 小・中学校
	内容	子どもの読書活動推進に関わる研修等を実施する。		
	現況	区立幼・小・中学校教育研究会を実施している。	目標	教職員と学校図書館支援員が協働して学校図書館運営にあたり、学校図書館の活用を図ることができるよう各種研修等を通して、職員・教員の資質向上を図る。

31	事業名	図書館職員の研修の充実	所管課	真砂中央図書館
	内容	子どもの読書活動推進に関わる研修等に参加する。		
	現況	司書講習や、都立図書館等で実施している研修に参加している。各自が情報収集や講習会に参加するなど、自己啓発に努めている。	目標	各種研修等を通して図書館職員の資質向上を図る。

32	事業名	区内の大学等との連携の推進	所管課	真砂中央図書館
	内容	区内にある大学、専門学校等と連携、協力し、子どもの読書活動推進を図る事業を実施する。		
	現況	大学生のボランティアグループによる児童行事を実施している。	目標	児童だけではなくYA世代に向けて、大学生と協働で本を紹介する等、より多くの大学と連携し、新たな事業展開を図る。

33	事業名	区内にある児童図書出版社や書店との連携の推進	所管課	真砂中央図書館
	内容	区内にある児童図書出版社や書店と連携し講演会等を実施する。		
	現況	区内の児童図書出版社と共催し、絵本原画展や作家の講演会等を行っている。	目標	出版社や書店等と連携して、講演会や原画展以外にも魅力的な事業を実施し、読書活動の推進に努める。

34	事業名	区関係機関との協力・連携体制の推進	所管課	真砂中央図書館
	内容	区の関係機関と情報交換を行い相互の連携による事業を行うなど、図書館内外での子どもの読書活動推進に努める。		
	現況	子育て支援課主催の「子育てフェスティバル」に参加するなど区の関係機関と連携している。	目標	教育委員会、子ども家庭部、保健衛生部、福祉部、社会福祉協議会等、乳幼児から高校生にかかわる機関との連携をより密にして、読書活動の推進を図る。

35	事業名	図書館ボランティア（ライブラリーパートナー）の育成と連携	所管課	真砂中央図書館
	内容	子どもの読書活動推進のために図書館ボランティアを育成し、活動の場を提供する。		
	現況	図書館ボランティア研修を実施している。	目標	計画的に研修等を通して人材を育成し、活動の場を提供することで協働して図書館事業に取組む。

36	事業名	学校図書館のボランティアへの支援	所管課	真砂中央図書館
	内容	学校図書館のボランティア向けの研修等を実施する。		
	現況	小学校図書館のボランティア向けに研修を実施している。	目標	研修等を通してボランティアの資質向上を図る。

37	事業名	地域社会における読書活動を推進する団体等との連携の推進	所管課	真砂中央図書館 社会福祉協議会
	内容	子どもの読書活動に関わる地域や民間の関係団体の活動を支援し、連携を深め、情報交換や人的交流を促進する。		
	現況	ボランティア団体やふれあいいきいきサロンの活動のPRや団体向けに読み聞かせの講座等を行い、読み聞かせの活動を支援している。	目標	地域社会で子どもの読書活動推進に関わる人材や団体を支援し、図書館との連携を図る。



【別表】 学校図書館図書標準

公立義務諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年に文部省（現・文部科学省）が定めた。

小学校

学級数	蔵書冊数
1	2,400
2	3,000
3～6	3,000+520 × (学級数 - 2)
7～12	5,080+480 × (学級数 - 6)
13～18	7,960+400 × (学級数 - 12)
19～30	10,360+200 × (学級数 - 18)
31～	12,760+120 × (学級数 - 30)

中学校

学級数	蔵書冊数
1～2	4,800
3～6	4,800+640 × (学級数 - 2)
7～12	7,360+560 × (学級数 - 6)
13～18	10,720+480 × (学級数 - 12)
19～30	13,600+320 × (学級数 - 18)
31～	17,440+160 × (学級数 - 30)

特別支援学校 小学部

学級数	蔵書冊数	
	視覚障害者に対する教育を行う特別支援学校	視覚障害者に対する教育を行わない特別支援学校
1	2,400	2,400
2	2,600	2,520
3～6	2,600+173 × (学級数 - 2)	2,520+104 × (学級数 - 2)
7～12	3,292+160 × (学級数 - 6)	2,936+96 × (学級数 - 6)
13～18	4,252+133 × (学級数 - 12)	3,512+80 × (学級数 - 12)
19～30	5,050+67 × (学級数 - 18)	3,992+40 × (学級数 - 18)
31～	5,854+40 × (学級数 - 30)	4,472+24 × (学級数 - 30)

特別支援学校 中学部

学級数	蔵書冊数	
	視覚障害者に対する教育を行う特別支援学校	視覚障害者に対する教育を行わない特別支援学校
1～2	4,800	4,800
3～6	4,800+213 × (学級数 - 2)	4,800+128 × (学級数 - 2)
7～12	5,652+187 × (学級数 - 6)	5,312+112 × (学級数 - 6)
13～18	6,774+160 × (学級数 - 12)	5,984+96 × (学級数 - 12)
19～30	7,734+107 × (学級数 - 18)	6,560+64 × (学級数 - 18)
31～	9,018+53 × (学級数 - 30)	7,328+32 × (学級数 - 30)

【用語解説】

* 1 ブックスタート

赤ちゃんとその保護者に絵本や子育てに関する情報などが入ったブックスタート・パックを手渡し、絵本の読み聞かせを行い、絵本を介して心ふれあうひとときをもつきっかけを作る活動である。

1992年にイギリスで始まり、日本では2001年から市区町村の事業として行われている。文京区では2002年から保健サービスセンターにおいて、4か月児健診時の育児学級で実施している。また、2012年からは1歳6か月児を対象に、フォローアップ事業「としょかんとなかよし」を行っている。



* 2 出張おはなし会

図書館が学校や幼稚園、保育園等から読書活動の支援の依頼を受けて、各施設に向きおはなし会等を行うこと。

* 3 ふれあいいいきサロン

文京区社会福祉協議会が支援している地域活動の総称。

* 4 パネルシアター

パネル布またはフランネル生地を貼ったボードを舞台とし、おはなしや歌に合わせて、不織布で作った人形を貼ったり剥がしたりしながら展開する表現手法。

* 5 朝読書

毎朝ホームルームや授業が始まる前に、先生と生徒がそれぞれに自分の好きな本を読むこと。小・中・高等学校において、読書を習慣づける目的で、1970年代から各地で実践されてきた。

*** 6 ブックリスト (推薦図書)**

図書館職員が選定し、作成している本のリスト。区立図書館では、乳幼児向け「えほんがすき」、小学生向け「読んでみましょう」(入学時配付)「よんでみましょう20XX」(毎年配付)、中学生向け「ぶんきょう来ぶらり〜」「yomitan」などがある。



*** 7 YA (ヤングアダルト)**

主に10代の読者あるいは図書館利用者を、児童と成人の間に位置し独特の配慮を必要とする利用者層として、図書館界・出版界で呼称するときを使う用語。

*** 8 ストーリーテリング**

絵本や道具をいっさい使わずに、物語を覚えて子どもたちに対して語ること。「おはなし」「素ばなし」ともいう。文字を十分に読めない子どもでも物語を楽しむことができるので、図書館や学校等で、読書への導入手段として用いられる。

*** 9 プレママ・プレパパ**

これから親になる人。第一子を妊娠中の人とそのパートナー。

*** 10 ライブラリーパートナー**

文京区立図書館でボランティア登録をしている人の名称。平成14年4月から開始し、児童行事、図書の修理、書架の整理、布の絵本の制作、資料の点訳等の活動がある。

*** 11 団体貸出**

図書館から学校や幼稚園、保育園等に図書館資料をまとめて貸し出すこと。

*** 12 デイジー**

デジタル録音された音声による録音図書。

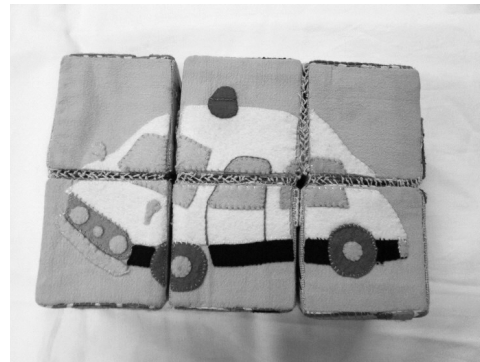
デイジー (DAISY) とは Digital Accessible Information System (デジタル音声情報システム) の略称。1997年の国際図書館連盟 (IFLA) コペンハーゲン大会において、これまでのカセットテープに代わる新しい障害者用の録音資料製作システ

ムとして、仕様の公開を原則としてデージーコンソーシアムが開発した世界的に確定されたデジタル録音図書の記録方法。

*13 布の絵本

布などを使って製作された絵本。アップリケなどの手芸の技法を使い、絵画的表現や実物に似た立体表現を創り出す絵本。布を土台として、ひも、ボタン、スナップ、マジックテープ等、日常身近に使われる材料を使用して、結んだりほどいたり、留めたりはずしたり、貼ったり剥がしたりできるように工夫されている。

文京区では水道端図書館が1980年より貸出開始。現在では小石川図書館にも所蔵がある。



*14 オーディオブック

声優やナレーターの朗読で読書を楽しむ「耳で読む本」。文京区立図書館では令和3年1月よりサービスを開始した。図書館ホームページからパソコンやスマートフォンを通じて聞くことができる。

*15 LLブック

スウェーデン語の Lättläst（やさしく、わかりやすいの意）から名付けられた、イラストや写真を多用し、やさしい日本語で書かれた本。

*16 学校図書館支援員

区立小中学校の図書館の運営を支援するため、区立図書館から派遣する司書または司書補。平成23年度より派遣を開始し、平成27年度から全校に拡大した。

参 考 資 料

目 次

子どもの読書活動の推進に関する法律	28
視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）	29
子どもの読書活動に関するアンケート調査結果	31
文京区子ども読書活動推進計画策定検討委員会設置要綱	46
文京区子ども読書活動推進計画策定検討委員会委員等名簿	47
文京区子ども読書活動推進計画策定検討委員会検討経過	48

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日 法律第五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)

(令和元年六月二十八日 法律第四十九号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化(文字・活字文化振興法(平成十七年法律第九十一号)第二条に規定する文字・活字文化をいう。)の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍(雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。)について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。)であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

(基本理念)

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等(以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。)の量的拡充及び質の向上が図られること。

三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

(基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画(以下この章において「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針

二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

一 点字図書館等から著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「特定電子書籍等」という。）であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

(特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第十八条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等)

第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備)

第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

(端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

(情報通信技術の習得支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 協議の場等

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

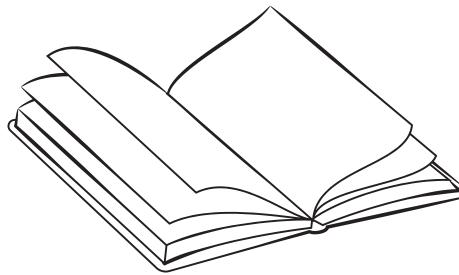
この法律は、公布の日から施行する。

子どもの読書活動に関するアンケート調査結果(児童・生徒)

凡例 上段：今回(令和2年10月) 下段：前回(平成27年5月)

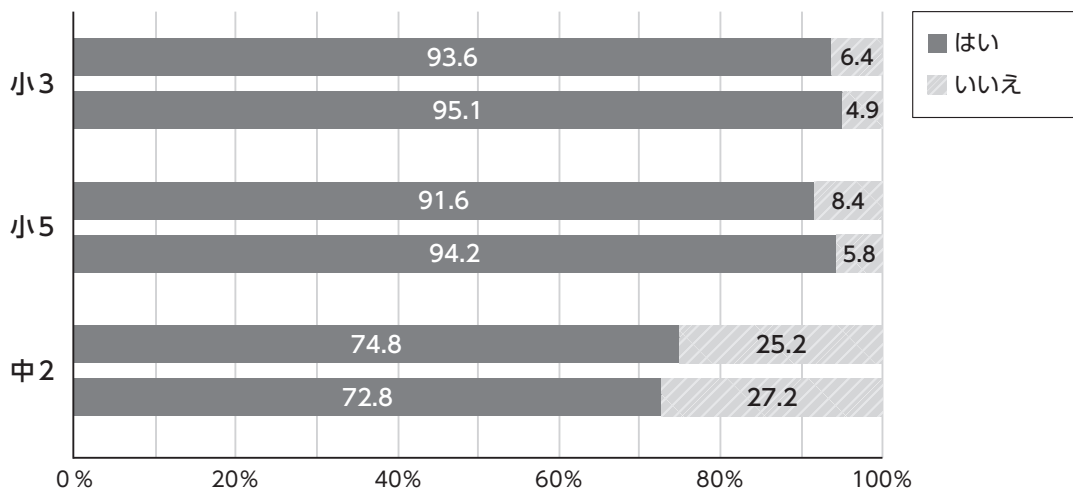
グラフの回答比率は、小数第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

生徒総数	小学3年生	今回	1,527人
		前回	1,316人
	小学5年生	今回	1,481人
		前回	1,140人
	中学2年生	今回	632人
		前回	638人



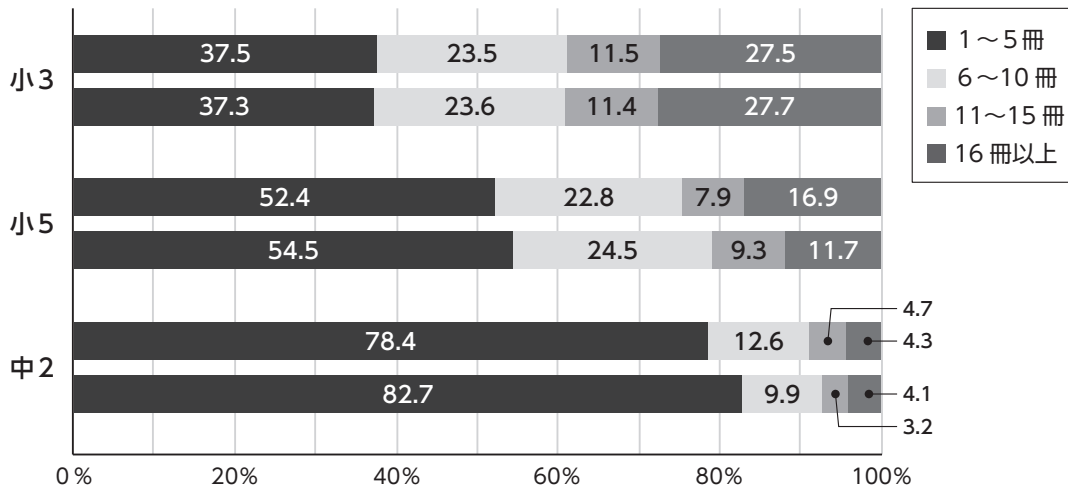
1 ●この1か月に本を読んだか(スマートフォンやタブレットを使って読んだものも含む)

	はい	いいえ
小学3年生	1,430人	97人
	1,231人	64人
小学5年生	1,357人	124人
	1,048人	65人
中学2年生	473人	159人
	462人	173人



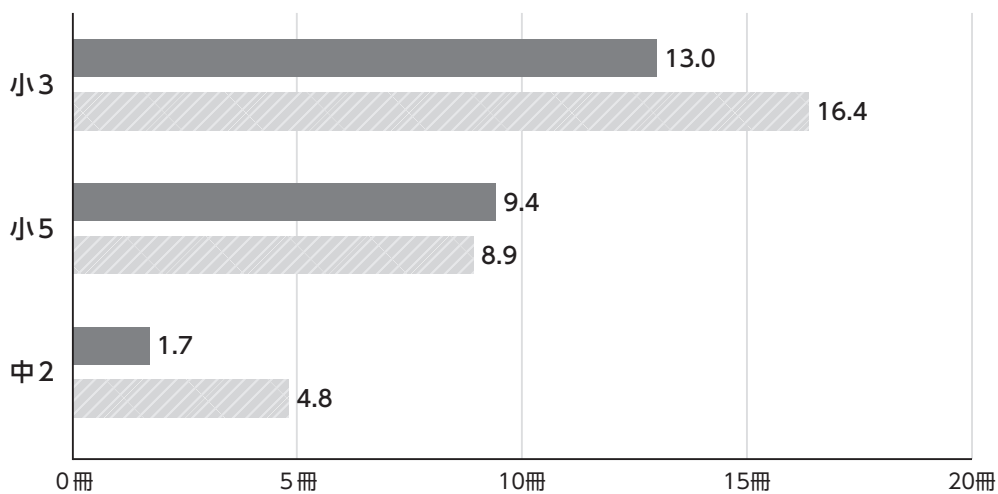
1-1 ●1で「はい」とこたえた人→読んだ冊数

	1～5冊	6～10冊	11～15冊	16冊以上
小学3年生	527人	330人	161人	386人
	454人	288人	139人	337人
小学5年生	706人	308人	106人	228人
	571人	256人	97人	123人
中学2年生	366人	59人	22人	20人
	383人	46人	15人	19人



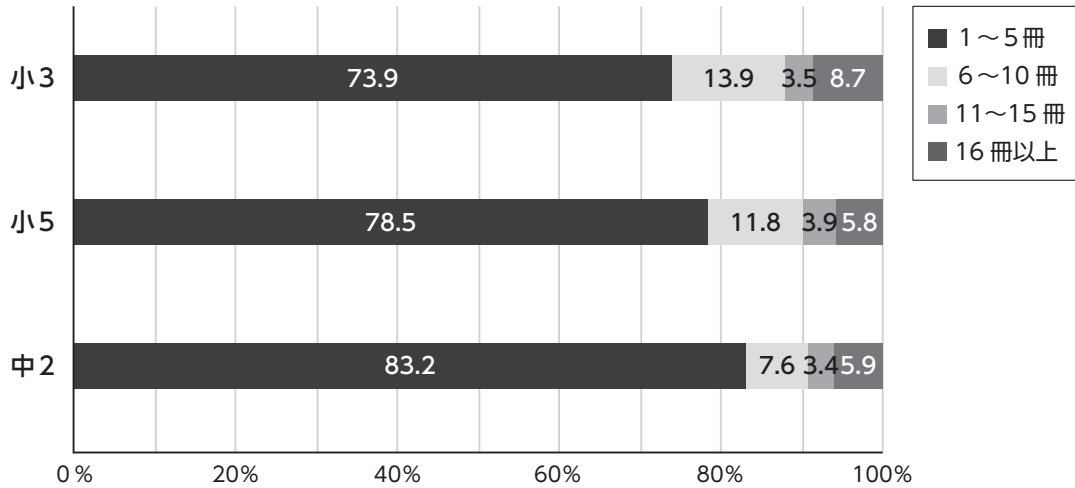
→読んだ平均冊数

小学3年生	13.0冊
	16.4冊
小学5年生	9.4冊
	8.9冊
中学2年生	1.7冊
	4.8冊



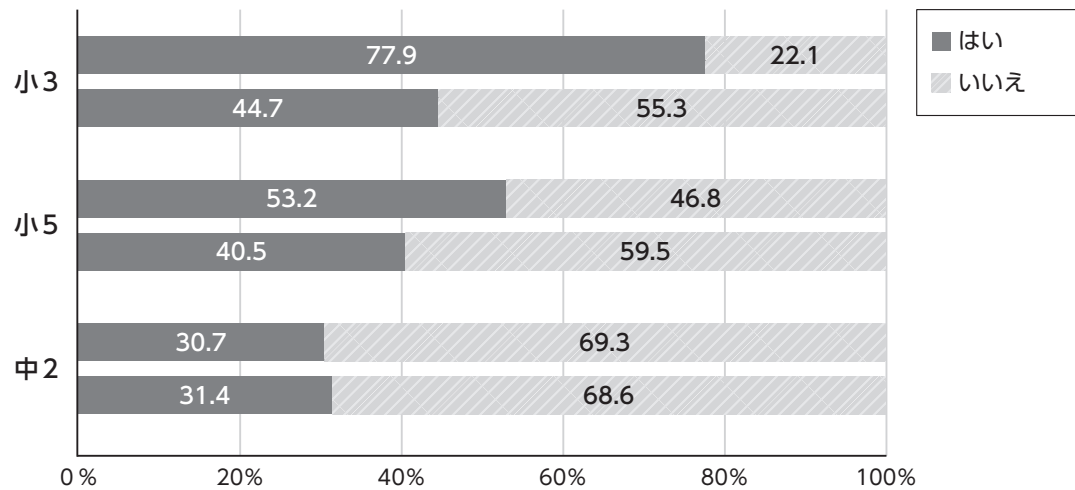
1-2 ●1で「はい」とこたえた人⇒スマートフォンやタブレットを使って読んだものがあるか

	1～5冊	6～10冊	11～15冊	16冊以上
小学3年生	255人	48人	12人	30人
小学5年生	259人	39人	13人	19人
中学2年生	99人	9人	4人	7人



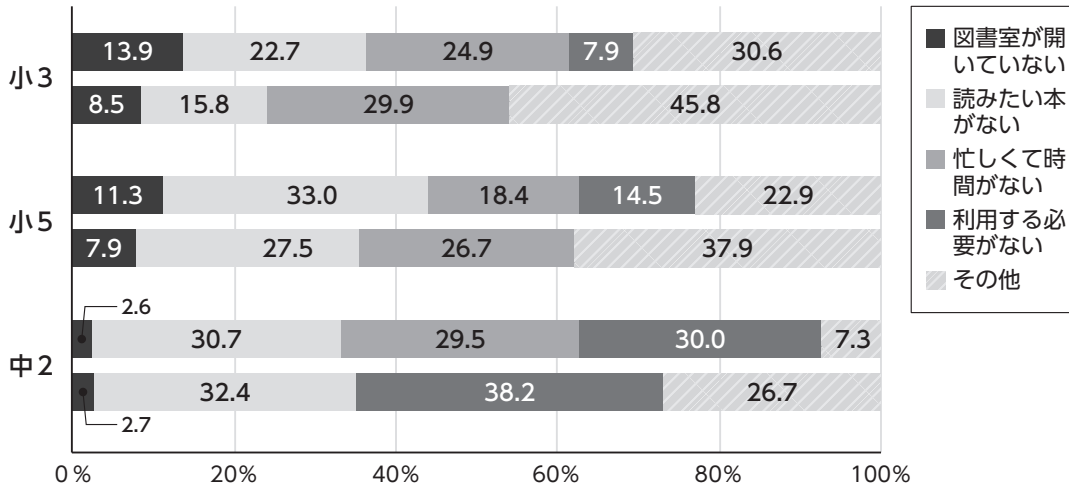
2 ●この1か月に学校図書室で本を読んだり借りたか

	はい	いいえ
小学3年生	1,178人	334人
	574人	711人
小学5年生	785人	690人
	449人	660人
中学2年生	191人	432人
	200人	437人



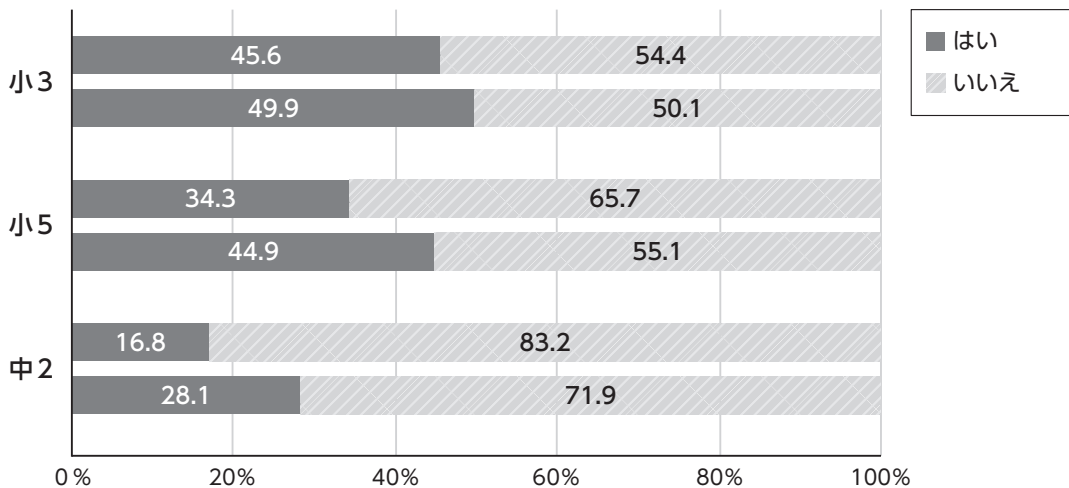
2-1 ●2で「いいえ」とこたえた人→なぜ？(複数回答)

	図書室が開いていない	読みたい本がない	忙しくて時間がない	利用する必要がない	その他
小学3年生	49人	80人	88人	28人	108人
	68人	126人	239人		366人
小学5年生	78人	228人	127人	100人	158人
	56人	195人	189人		269人
中学2年生	11人	130人	125人	127人	31人
	13人	156人	184人		129人



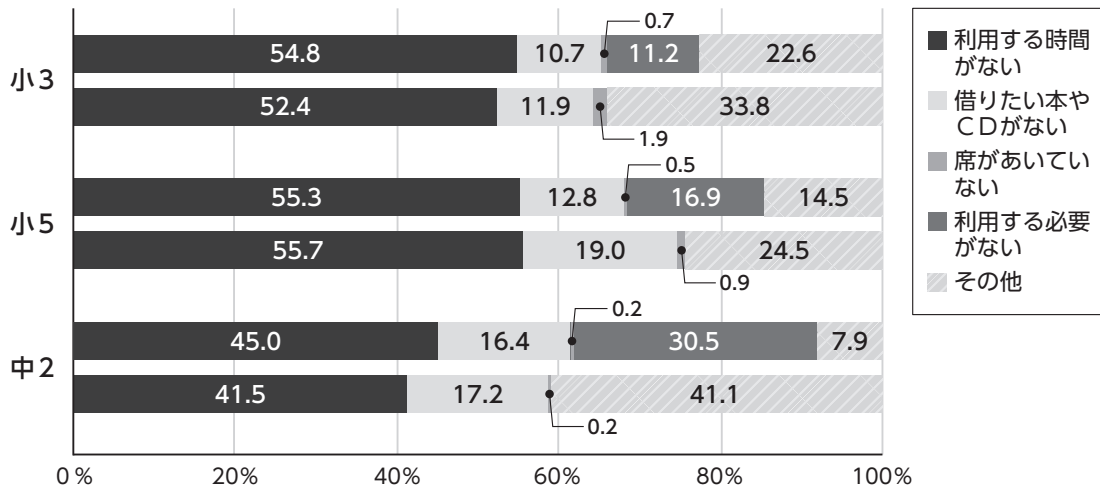
3 ●この1か月に区立図書館で本を読んだり借りたか？

	はい	いいえ
小学3年生	693人	828人
	642人	644人
小学5年生	507人	973人
	498人	611人
中学2年生	106人	525人
	179人	457人



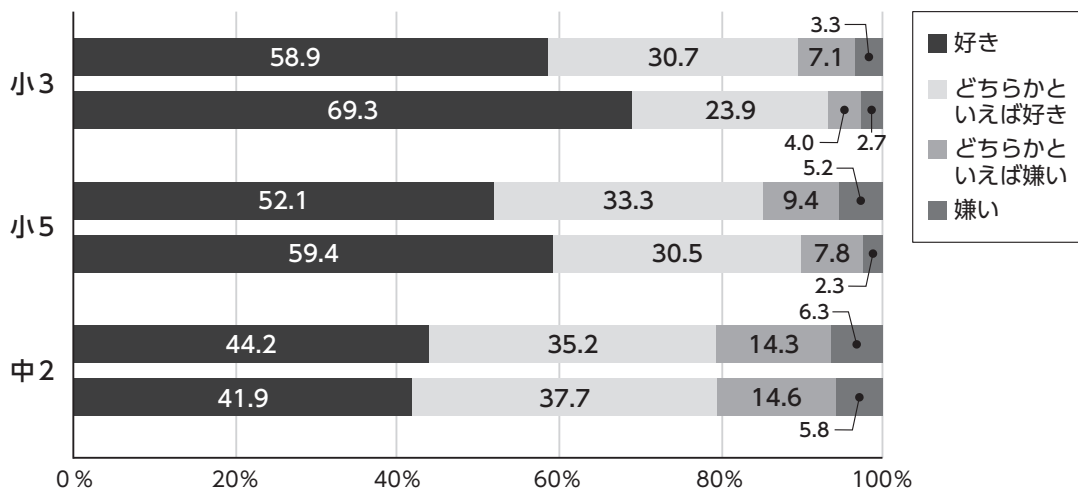
3-1 ●3で「いいえ」と答えた人→なぜ？(複数回答)

	利用する時間がない	借りたい本やCDがない	席があいていない	利用する必要がない	その他
小学3年生	451人	88人	6人	92人	186人
	380人	86人	14人		245人
小学5年生	537人	124人	5人	164人	141人
	385人	131人	6人		169人
中学2年生	233人	85人	1人	158人	41人
	239人	99人	1人		237人



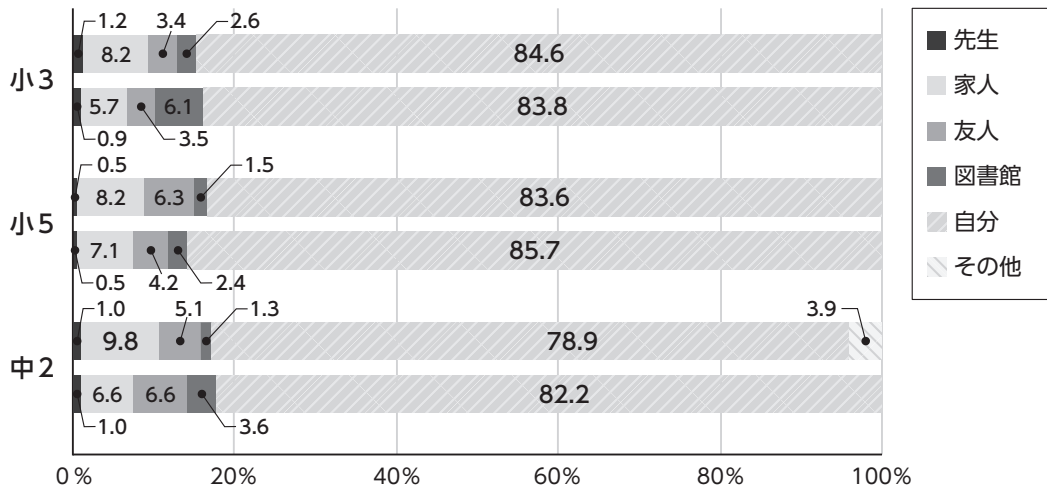
4 ●あなたは本を読むのが好きか？

	好き	どちらかといえば好き	どちらかといえば嫌い	嫌い
小学3年生	901人	470人	108人	51人
	895人	309人	52人	35人
小学5年生	772人	494人	139人	77人
	659人	338人	87人	25人
中学2年生	275人	219人	89人	39人
	267人	240人	93人	37人



5 ●本をどのように選ぶか

	先生のすすめ	家の人のすすめ	友だちのすすめ	図書館のすすめる本	自分で選ぶ	その他
小学3年生	18人	125人	52人	39人	1,288人	—
	12人	74人	45人	80人	1,092人	—
小学5年生	7人	121人	92人	22人	1,230人	—
	6人	80人	47人	27人	959人	—
中学2年生	6人	61人	32人	8人	491人	24人
	6人	39人	39人	21人	485人	—

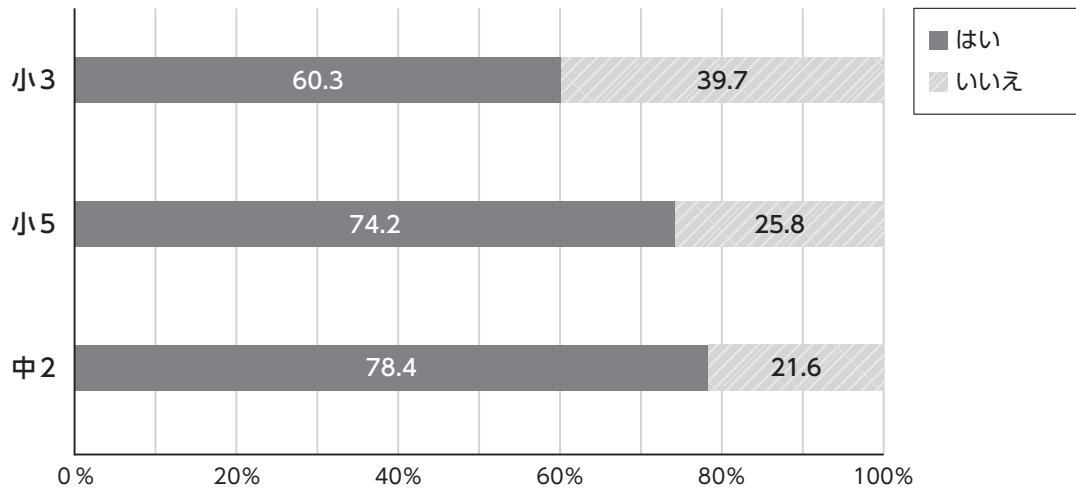


6 ●どんな本が好きか

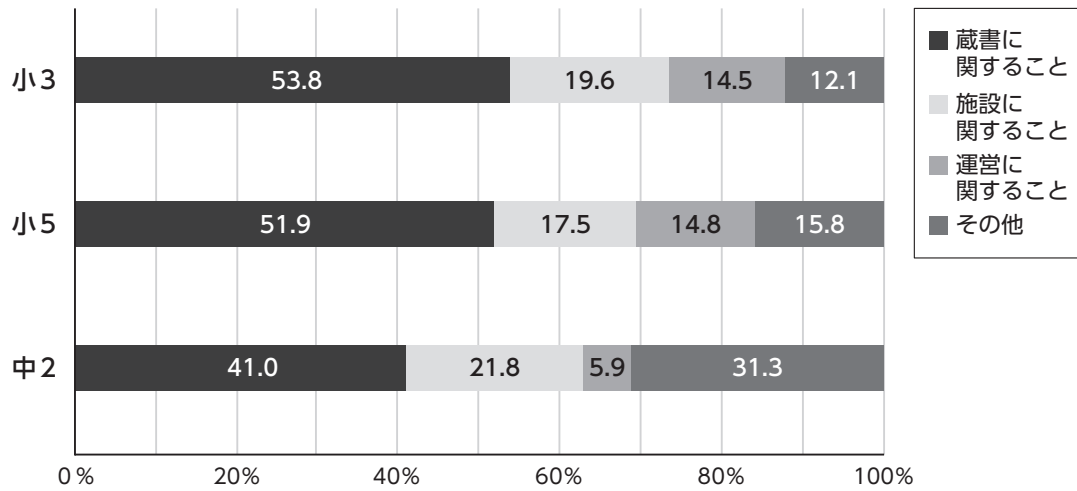
小学生	中学生	小学3年生	小学5年生	中学2年生
物語	小説	698人	964人	441人
	哲学	—	—	88人
絵本		193人	71人	—
歴史・伝記	歴史	481人	565人	99人
	地理	—	—	17人
社会	社会	100人	113人	16人
動物・植物	自然科学	442人	292人	69人
機械、コンピュータ	機械・コンピュータ	189人	159人	39人
生活・料理	家庭・料理・手芸	256人	214人	53人
乗り物	産業・交通	93人	60人	17人
図工・音楽・スポーツ	芸術・音楽・スポーツ	412人	280人	160人
国語・詩	言語	63人	64人	47人
まんが	まんが	725人	756人	342人
その他	その他	351人	274人	97人

7 ●スマートフォンやタブレット、パソコンを使って調べたことがあるか
(学校の授業以外)

	はい	いいえ
小学3年生	896人	591人
小学5年生	1,077人	375人
中学2年生	485人	134人



8 ●学校の図書室に希望すること



●小学3年生

回答数 1,514 件

意見	計	具体的な内容
蔵書に関すること	53.8%	●本をふやしてほしい。 ●まんがをふやしてほしい。 ●〇〇の本をふやしてほしい。
図書館及びその施設に関すること	19.6%	●パソコンを使いたい。 ●タブレットで読めるようにしてほしい。 ●パソコンで、どこにどの本があるのか、しらべたい。 ●せきをふやしてほしい。
図書館の運営に関すること	14.5%	●おすすめの本を紹介してほしい。 ●かりれる本の数をふやしてほしい。 ●図書室をあけてほしい。 ●本をかりられる日にちが、長くなってほしい。 ●読みきかせをふやしてほしい。
その他	12.1%	

●小学5年生

回答数 1,427 件

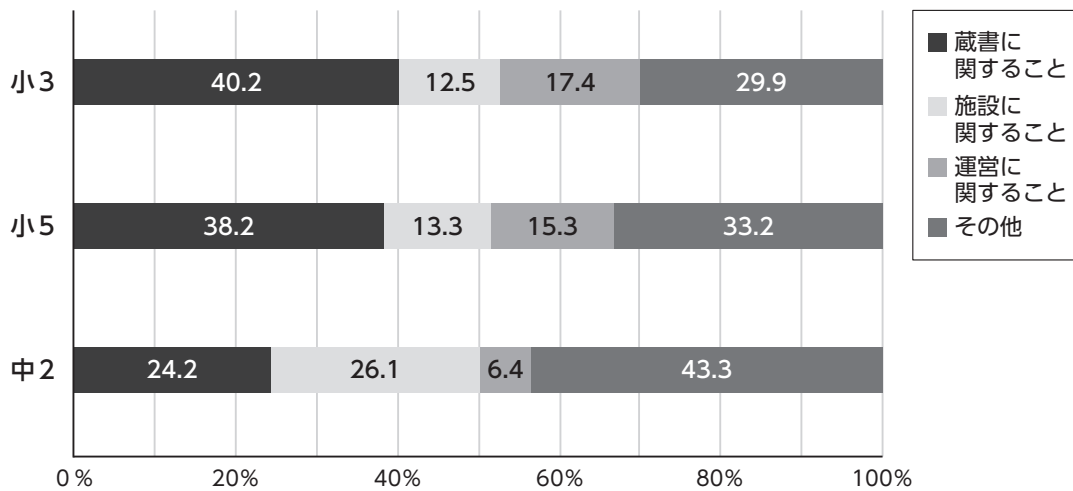
意見	計	具体的な内容
蔵書に関すること	51.9%	●本をふやしてほしい。 ●1冊の本をたくさんふやして、だれかがかりてもその本をかりられるようにしてほしい。 ●〇〇の本をふやしてほしい。
図書館及びその施設に関すること	17.5%	●パソコンを使いたい。 ●席をふやしてほしい。 ●本を調べるパソコンをふやしてほしい。 ●もっとどの本がどこにあるのか、わかりやすくしてほしい。 ●おすすめの本をわかりやすい所においてほしい。
図書館の運営に関すること	14.8%	●おすすめの本をしょうかいしてほしい。 ●貸りれる期間をのばしてほしい。 ●本のイベントをふやしてほしい。
その他	15.8%	

●中学2年生

回答数 339 件

意見	計	具体的な内容
蔵書に関すること	41.0%	●本を増やしてほしい。 ●マンガを増やしてほしい。 ●〇〇の本を増やしてほしい。
図書館及びその施設に関すること	21.8%	●パソコンを使えるようにしてほしい。 ●本を検索できるパソコンが欲しい。(図書館のように)
図書館の運営に関すること	5.9%	●1度にかりられる本の数、期間をふやしてほしい。 ●おすすめの本を知りたい。 ●時間を増やしてほしい。
その他	31.3%	

9 ●区立図書館に希望すること



●小学3年生

回答数 1,275 件

意見	計	具体的な内容
蔵書に関すること	40.2%	●本をふやしてほしい。 ●まんがをふやしてほしい。 ●○○の本をふやしてほしい。 ●ようやくもなかなかこないから同じ本数をふやしてもらいたい。
図書館及びその施設に関すること	12.5%	●パソコンを使いたい。 ●パソコンを使って、図書館の本をよみたい。 ●もっとパソコンをふやしてほしい。 ●どこにあるか分かりやすくしてほしい。
図書館の運営に関すること	17.4%	●おすすめの本を紹介してほしい。 ●イベントをふやしてほしい。 ●どこに何の本があるかをもう少しわかりやすくしてほしい。
その他	29.9%	●本のふるくなどがほしい。

●小学5年生

回答数 1,237 件

意見	計	具体的な内容
蔵書に関すること	38.2%	●本を増やしてほしい。 ●マンガを増やしてほしい。 ●○○の本を増やしてほしい。
図書館及びその施設に関すること	13.3%	●パソコンを使いたい、増やしてほしい。 ●席をふやしてほしい。 ●区立図書館そのものを増やしてほしい。
図書館の運営に関すること	15.3%	●おすすめの本を紹介してほしい。 ●かりる期間を長くしてほしい。 ●分かりやすくしてほしい、さがすとき大変。 ●自動で借りれるようになりたい。 ●めいわくな人にしかってほしい。 ●イベントをふやしてほしい。
その他	33.2%	●そのまま満足。 ●CD、DVDをふやしてほしい。 ●行ったことがないのでわからない。

●中学2年生

回答数 314 件

意見	計	具体的な内容
蔵書に関すること	24.2%	●本を増やしてほしい。 ●マンガを増やしてほしい。 ●ライトノベルを増やしてほしい。 ●○○の本を増やしてほしい。
図書館及びその施設に関すること	26.1%	●席を増やしてほしい。 ●WiFiを設置してほしい。 ●パソコンを使えるようにしてほしい。 ●セルフ貸出機をつくってほしい。
図書館の運営に関すること	6.4%	●本の並べ方を分かりやすくしてほしい。 ●借りれる期間をのばしてほしい。
その他	43.3%	●CDやDVDの予約待ちをもっと減らしてほしい。 ●CDを増やしてほしい。

子どもの読書活動に関するアンケート調査結果(保護者)

凡例 上段：今回(令和2年10月) 下段：前回(平成27年5月)

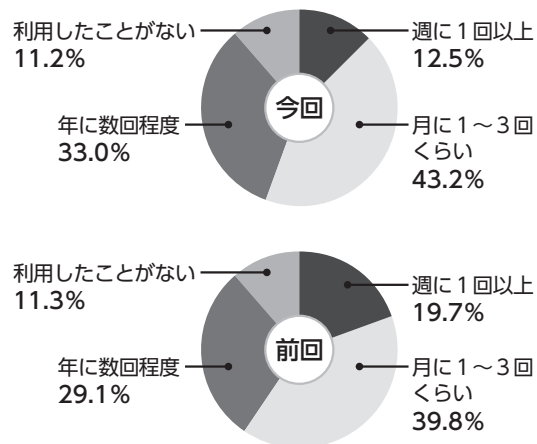
グラフの回答比率は、小数第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

アンケート回答数 (回収数)	今回	1,523人
	前回	1,644人



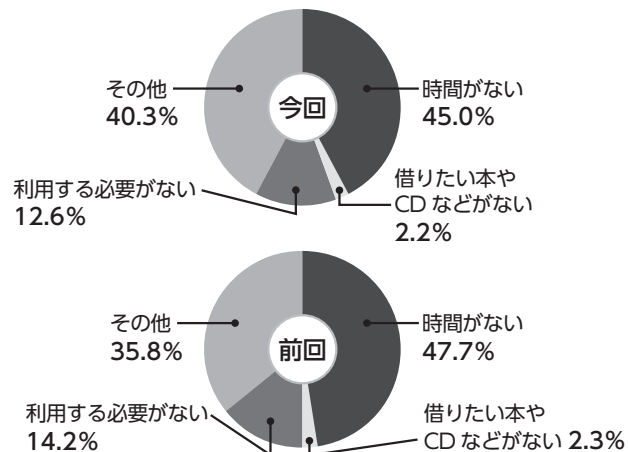
1 ●図書館をどれくらい利用するか

週に1回以上	190人
	281人
月に1～3回 くらい	658人
	569人
年に数回程度	503人
	416人
利用したこ とがない	171人
	162人



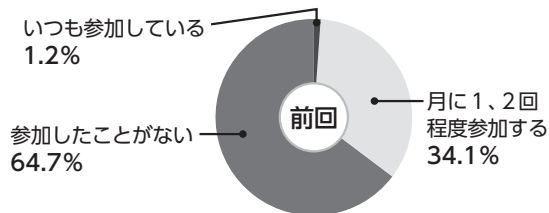
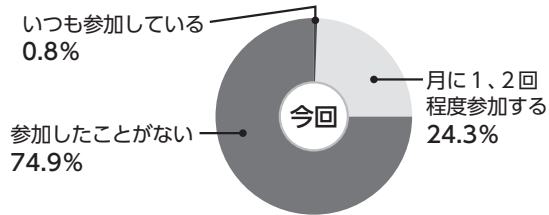
1-1 ●「利用したことがない」と答えた人⇒利用したことがない理由(複数回答)

時間がない	125人
	104人
借りたい本や CDなどが ない	6人
	5人
利用する必 要がない	35人
	31人
その他	112人
	78人



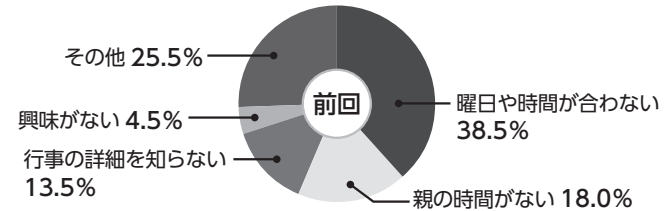
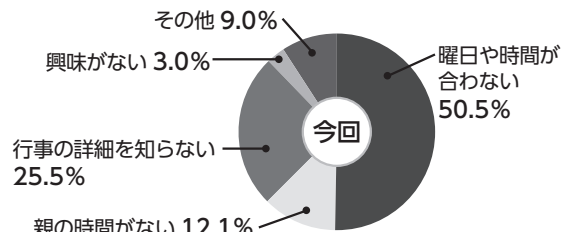
2 ●行事に参加したことは？

いつも参加している	11人
	17人
月に1、2回程度参加する	336人
	469人
参加したことがない	1,038人
	891人



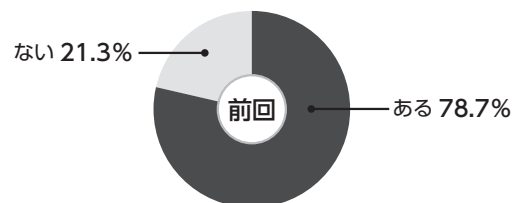
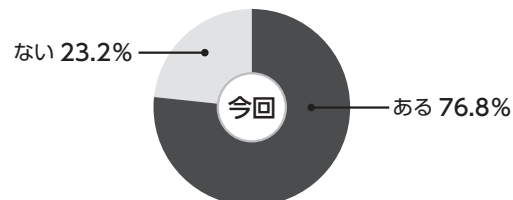
2-1 ●2で「参加したことがない」と答えた人→参加しない理由

曜日や時間が合わない	541人
	77人
親の時間がない	129人
	36人
行事の詳細を知らない	273人
	27人
興味がない	32人
	9人
その他	96人
	51人



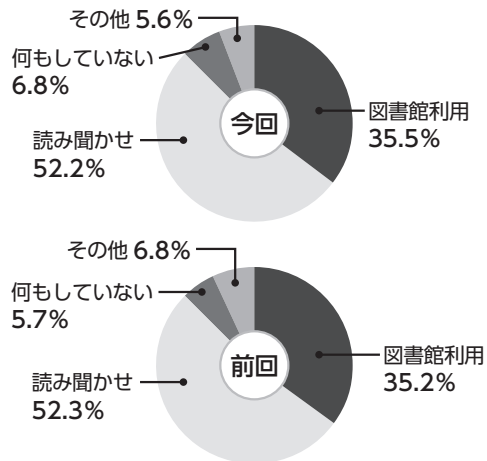
3 ●ブックスタートパックを受け取ったか

ある	1,162人
	1,119人
ない	351人
	303人



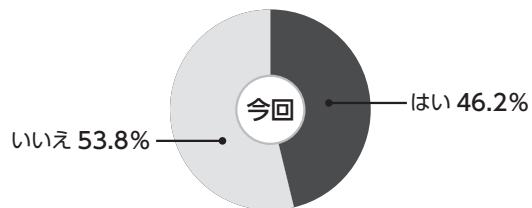
3-1 ●3で「はい」と答えた人→その後何か始めたことはあるか（複数回答）

図書館利用	497人
	480人
読み聞かせ	731人
	714人
何もしていない	95人
	78人
その他	78人
	93人



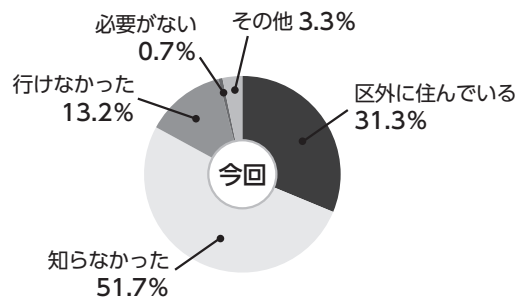
4 ●図書館デビューバッグを受け取ったか

はい	659人
いいえ	767人



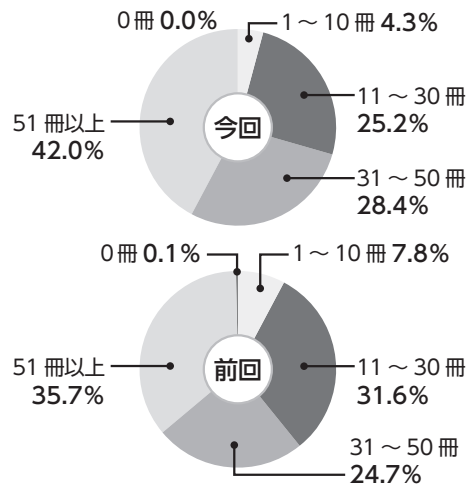
4-1 ●4で「いいえ」と答えた人→その理由

区外に住んでいる	240人
知らなかった	397人
行けなかった	101人
必要がない	5人
その他	25人



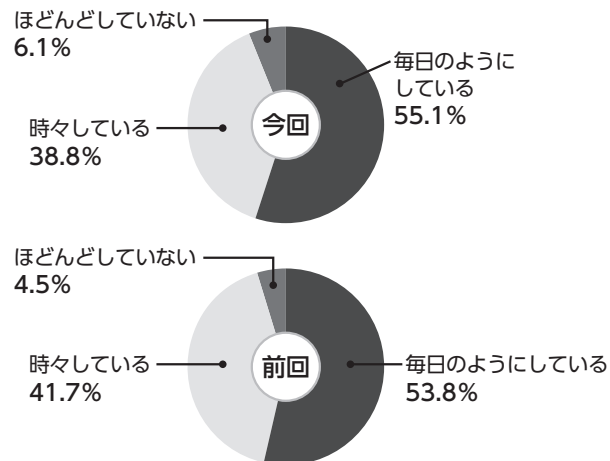
5 ●ご家庭に絵本は何冊あるか

0冊	0人
	2人
1～10冊	66人
	112人
11～30冊	383人
	452人
31～50冊	431人
	353人
51冊以上	638人
	511人



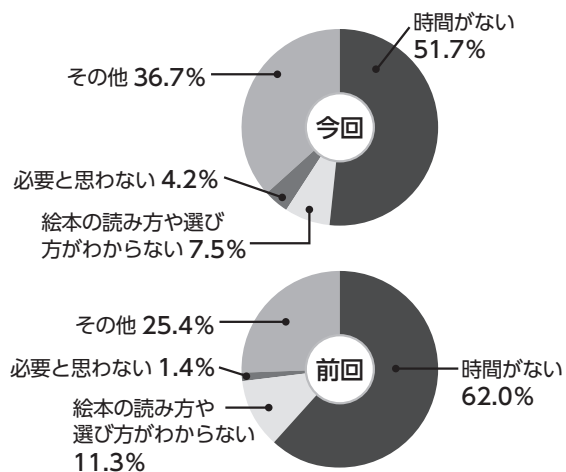
6 ●ご家庭で本の読み聞かせをしているか

毎日のようにしている	838人
	764人
時々している	590人
	593人
ほとんどしていない	92人
	64人



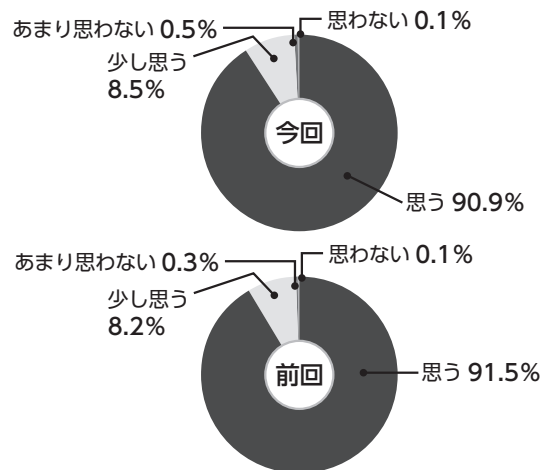
6-1 ●6で「ほとんどしていない」と答えた人→その理由 (複数回答)

時間がない	62人
	44人
絵本の読み方や選び方がわからない	9人
	8人
必要と思わない	5人
	1人
その他	44人
	18人



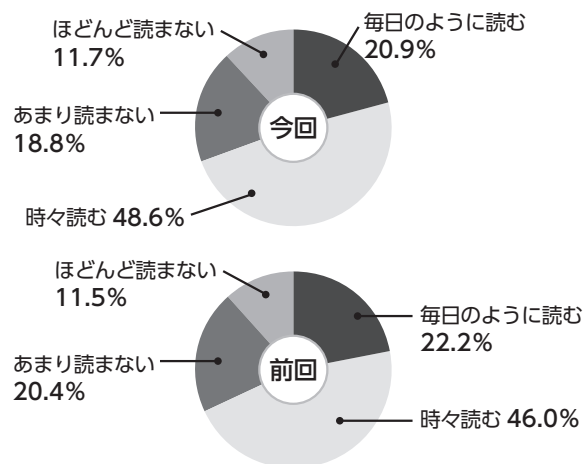
7 ●読み聞かせは子どもの成長に役立つと思うか

思う	1,383人
	1,310人
少し思う	129人
	117人
あまり 思わない	8人
	4人
思わない	1人
	1人



8 ●保護者自身はどのくらい本を読むか

毎日のように 読む	318人
	318人
時々読む	739人
	659人
あまり 読まない	286人
	292人
ほとんど 読まない	178人
	165人



9 ●お子さんの好きな本（上位10タイトル）

タイトル	計
おしりたんていシリーズ	77人
だるまさんシリーズ	70人
はらぺこあおむし	66人
バムとケロシリーズ	65人
ぐりとぐらシリーズ	63人
ノンタンシリーズ	59人
図鑑	49人
のらねこぐんだんシリーズ	47人
こぐまちゃん・しろくまちゃんシリーズ	44人
11ぴきのねこシリーズ	41人

10 ● 今後図書館に希望すること

(回答数 759 件)

意見	計	具体的な内容
資料に対する要望	27%	<ul style="list-style-type: none"> ●新刊本を増やしてほしいが、昔の本や定番本も充実してほしい。 ●新刊本があるとよい。 ●今、大人気の本を増やしてほしい。
図書館及びその施設に関すること	14%	<ul style="list-style-type: none"> ●静かにできる子しか利用できないため、「わんぱくルーム」的なものがあると、行きやすい。 ●布絵本やぬいぐるみが古めだったので、定期的に変えてほしい。 ●小さな子どもが声を出しても良い雰囲気があると、小さな子どもを連れての利用がしやすい。 ●勉強スペースを増やしてほしい。 ●西片、白山周辺にも子供が立ちよれる子供向けの展示・貸出スペースが欲しい。 ●バリアフリー設備やベビーカーもフロア限定的にでも利用できれば、複数人の子育てをしている人でも利用しやすい環境となる。
図書館の運営に関すること	50%	<ul style="list-style-type: none"> ●コロナ対策 ●保育園・幼稚園への貸出を充実してほしい。 ●発達に問題がある静かにできない子ども、本にふれられる時間があつたら良い。 ●保育園・幼稚園で、本の貸出・返却ができたらよい。図書館に行く習慣が無い者からすると、行くこと自体にハードルがある。 ●年齢別の絵本おすすめコーナーなどがあると選びやすい。 ●イベント等がある際の情報がほしい。 ●よみかかせの出張サービス ●司書の方が読みかかせをたくさんしてほしい ●インターネット貸し出しサービス（自宅で受け取りできる）
その他	9%	<ul style="list-style-type: none"> ●図書館でうるさくしたらどうしよう、本を破ったりしたらいけない、などの心配があり来館しにくい。 ●特にない。

文京区子ども読書活動推進計画策定検討委員会設置要綱

22 文教教真第 43 号 平成 22 年 5 月 6 日教育長決定
27 文教教真第 25 号 平成 27 年 5 月 8 日改正
2020 文教教真第 8 号 令和 2 年 4 月 30 日改正

(設置)

第 1 条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年法律第 154 号）第 9 条第 2 項に基づき、国の「子ども読書活動推進基本計画」及び都の「東京都子供読書活動推進計画」を基本として、区における子どもの読書活動に関する施策についての計画（以下「文京区子ども読書活動推進計画」という。）を策定する上で必要な事項を検討するため、文京区子ども読書活動推進計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、区における子どもの読書活動の状況を踏まえ、次に掲げる事項を検討し、その結果を教育委員会に報告する。

- (1) 家庭、地域等における読書活動の推進に関すること。
- (2) 学校における読書活動の推進に関すること。
- (3) 関係機関の連携及び協力に関すること。
- (4) その他委員長が必要と認めた事項に関すること。

(構成)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する委員 14 人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者 1 人以内
- (2) 区立小学校、中学校及び幼稚園 P T A 連合会の推薦による者 各 1 人以内
- (3) 文京区認可保育園父母の会連絡会の推薦による者 1 人以内
- (4) 区内児童書出版関係者 1 人以内
- (5) 公募委員 4 人以内
- (6) 区立小学校、中学校及び幼稚園長代表 各 1 人以内
- (7) 区立保育園長代表 1 人以内

2 前項第 5 号に規定する公募委員は、別に定めるところにより募集する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、前条第 1 項の規定による委員の委嘱の日から文京区子ども読書活動推進計画の策定の日までとする。

2 委員が欠けたときにおける補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の規定にかかわらず、公募委員に欠員が生じたときは、これを補充しない。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、学識経験者の委員とし、委員会を主宰する。
- 3 副委員長は 委員のうちから、委員長が指名する。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(招集)

第 6 条 委員会は、委員長が召集する。

(幹事)

第 7 条 委員会に幹事を置く。

- 2 幹事は、教育推進部長、教育推進部学務課長、教育推進部教育指導課長、子ども家庭部幼児保育課長及び教育推進部真砂中央図書館長の職にある者とする。
- 3 幹事は、委員会に出席し、意見を述べることができる。

(意見聴取)

第 8 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、教育推進部真砂中央図書館において処理する。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

文京区子ども読書活動推進計画策定検討委員会委員等名簿

	区 分	氏 名	団 体 名 等
委員 長	学識経験者	川端 有子	日本女子大学・家政学部教授
副委員 長	区立小学校長	小池 夏子	区立小学校長会・柳町小学校長（～令和3年3月）
副委員 長	区立小学校長	田村 純子	区立小学校長会・大塚小学校長（令和3年4月～）
委員	区内関係団体等	瀬尾 信一郎	文京区立小学校PTA連合会
委員	区内関係団体等	菊川 由香	文京区立中学校PTA連合会
委員	区内関係団体等	上西 真智子	文京区立幼稚園PTA連合会
委員	区内関係団体等	岸 雄介	文京区認可保育園父母の会連絡会
委員	区内関係団体等	松岡 由紀	株式会社岩崎書店 編集部長
委員	公募委員	江口 良一	
委員	公募委員	尾鷲 瑞穂	
委員	公募委員	丸山 匠勇	
委員	公募委員	山下 早智子	
委員	区立中学校長	梅田 保幸	区立中学校長会・音羽中学校副校長（～令和3年5月）
委員	区立中学校長	小池 拓哉	区立中学校長会・音羽中学校副校長（令和3年6月～）
委員	区立幼稚園長	前田 宏子	区立幼稚園長会・湯島幼稚園長
委員	区立保育園長	寺尾 章子	区立保育園長会・青柳保育園長
幹事	区職員	山崎 克己	教育推進部長（～令和3年3月）
幹事	区職員	八木 茂	教育推進部長（令和3年4月～）
幹事	区職員	木村 健	教育推進部学務課長
幹事	区職員	松原 修	教育推進部教育指導課長（～令和3年3月）
幹事	区職員	赤津 一也	教育推進部教育指導課長（令和3年4月～）
幹事	区職員	内藤 剛一	教育推進部真砂中央図書館長（～令和3年3月）
幹事	区職員	齊藤 嘉之	教育推進部真砂中央図書館長（令和3年4月～）
幹事	区職員	横山 尚人	子ども家庭部幼児保育課長（～令和3年3月）
幹事	区職員	中川 景司	子ども家庭部幼児保育課長（令和3年4月～）

文京区子ども読書活動推進計画策定検討委員会検討経過

開催日	議題
<p>第1回 令和2年9月8日(火)</p>	<p>(1) 文京区子ども読書活動推進計画策定検討委員会の運営等(案)について (2) 文京区子ども読書活動推進計画(平成28年度～平成32年度)と進捗状況調査の結果について (3) 文京区子ども読書活動推進計画(令和3年度～令和7年度)の方向性と課題の整理について (4) 文京区子どもの読書活動に関するアンケート調査について (5) 今後のスケジュール(案)について</p>
<p>第2回 令和3年3月12日(金)</p>	<p>(1) 文京区子ども読書活動推進計画(令和3年度～7年度)の骨子について (2) 文京区子どもの読書活動に関するアンケート調査結果について</p>
<p>第3回 令和3年4月23日(金)</p>	<p>(1) 第2回文京区子ども読書活動推進計画策定検討委員会(書面開催)の結果について (2) 文京区子ども読書活動推進計画(令和3年度～令和7年度)素案について (3) 今後のスケジュールについて</p>
<p>第4回 令和3年8月5日(木)</p>	<p>(1) 第3回文京区子ども読書活動推進計画策定検討委員会(書面開催)の結果について (2) 文京区子ども読書活動推進計画(素案)のパブリックコメント実施結果について (3) 文京区子ども読書活動推進計画(案)について</p>

※第2回～第4回は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面開催

文京区子ども読書活動推進計画

令和3年度～令和7年度

令和3年9月

発行 文京区教育委員会

編集 教育推進部真砂中央図書館

〒113-0033 文京区本郷4-8-15

電話 03(3815)6801

FAX 03(5689)4500

<https://www.lib.city.bunkyo.tokyo.jp>

印刷物番号 L0321073 頒布価格 630円

